

令和 7 年 6 月 1 3 日

令和 7 年 第 2 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 7 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 7 年 6 月 1 3 日 （ 金 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 5 時 1 9 分

出 席 議 員 （ 9 名 ）

1 番	岡	田	勇	2 番	宗	健	司
4 番	高	山	豊彦	5 番	村	山	一彦
6 番	井	上	武津男	7 番	岡	本	正意
8 番	吉	田	哲也	9 番	小	西	啓
1 0 番	畑		武志				

欠 席 議 員 （ 1 名 ）

3 番 山 本 達 也

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 松 井 幸 則

書 記 長 谷 川 真 理

吉 田 敏 江

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 馬 場 正 実

参事兼税住民課長 岡 田 博 之

理事兼総務課長 原 田 敏 明

理事兼建設農政課長 北 広 光

会計管理者兼会計課長 松 井 幸 則

まちづくり応援課長 中 尾 政 弘

まちづくり応援課
地方創生担当課長 奥 野 雄 也

人権啓発課長 今 西 靖

保健福祉課長
兼診療所事務長 但 馬 宗 博

保育園長 富 岡 初 代

保健福祉課
地域包括支援センター所長 馬 場 か よ 子

環境衛生課長 井 上 博 丞

議 事 日 程 別 紙 の と お り

会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 議 事 日 程 の と お り

会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

会 議 録 署 名 議 員 1 番 岡 田 勇

2 番 宗 健 司

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会等の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度和束町一般会計補正予算（第 7 号専決）

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度和束町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号
専決）

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 5
号専決）

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専
決）

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1 号専決）

日程第 7 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

和束町税条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 33 号 和束町総合保健福祉施設建設委員会設置条例の廃止につ
いて

日程第 9 議案第 34 号 和束町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例

日程第 10 議案第 35 号 和束町総合保健福祉施設駐車場整備工事第 1 回変更契約
について

報告第 1 号 令和 6 年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する
報告書

報告第 2 号 令和 6 年度和束町簡易水道事業会計予算繰越計算書に関
する報告書

報告第 3 号 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算
繰越計算書に関する報告書

報告第 4 号 令和 6 年度城南土地開発公社決算に関する報告書

報告第 5 号 令和 7 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

報告第 6 号 令和 6 年度一般財団法人和束町活性化センター決算に関
する報告書

報告第 7 号 令和 7 年度一般財団法人和束町活性化センター事業計画
に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから、令和 7 年和束町議会第 2 回定例会を開会いたします。

クールビズの期間に入っておりますので、上着、ネクタイの着脱は自由といたします。

また、本日、議会中継機器操作補助として前議会事務局職員の議場への入場を許可しておりますので、ご承知おきください。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。

令和 7 年第 2 回和束町議会定例会を召集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多用にもかかわらず出席いただきありがとうございます。

和束町の基幹産業である茶業は、当初収穫量は少ないものの、今年につきましては好調な滑り出しとなり、一番茶中盤からその傾向も持ち直す気配が見られ、中盤からは取引価格の高騰に拍車をかけているといった状況と聞いています。

さて、令和 6 年度一般会計、特別会計におきましては、総収入 6 2 億 9, 7 3 8 万 7, 0 0 0 円に対し歳出総額 6 1 億 7, 8 1 3 万 2, 0 0 0 円となり、実質収支 8, 1 6 7 万 7, 0 0 0 円、全て黒字決算で出納閉鎖をすることができました。ひとえに住民はもとより、議員各位のご理解とご支援並びに職員が真剣に業務に取り組んでもらえた成果と受け止めています。

本定例会におきましては、承認 6 件、議案 1 0 件、諮問 1 件、報告 7 件を上程させていただきます。全ての案件におきまして慎重審議いただき、ご可決いただきますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本定例会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

山本議員から欠席の届けが出ています。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１番、岡田 勇議員、２番、宗 健司議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から６月２４日までの１２日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から６月２４日までの１２日間と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、私のほうから数点、諸般の報告を行います。

まず、鷲峰山トンネル効果でございます。

令和７年２月２４日に開通しました主要地方道宇治木屋線鷲峰山トンネル効果が徐々に現れています。トンネル開通に伴い、宇治市、京都市内から２社の茶業関係企業が進出計画に係る協議が始まりました。今後は協議を進め、優良な企業の誘致に努め、和束町内における雇用の場の創出につなげたいと考えています。

また、宇治市内の病院から、和束町から直行の送迎バスの運行を行うなどの提案も受けております。これにつきましても十分精査しながら進めていきたいと考えていま

す。

このほかにも数社から遊休施設の再利用提案などもあり、徐々にトンネル効果が現れてきたものと見ています。

続きまして、包括支援センターです。

以前、和東町が直営で行っておりました包括支援センター業務について、このたび和東町社会福祉協議会に業務を委託することで協議がまとまりましたので、令和7年7月より、業務を委託する事務を進めています。

主たる目的は、サービスの向上を図るべく、スタッフの充実です。スタッフ体制につきましては、専属保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置していただき、サービスの向上に努めていただくこととなっています。

今期定例会におきまして、委託費等の補正予算をご提案させていただきますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

三つ目です。令和7年度産の茶況でございます。

J A全農市場では、6月12日現在、70億円の取引となっています。和東町においては、てん茶36億2,847万4,098円、煎茶2億2,905万3,367円、他の茶主を加え、総額39億3,351万3,702円、前年度比の191%増となっています。

収量については、茶市場全体で649.272トン、昨年度最終確定から見ますと約73.68%、和東町においては326.622トン、昨年度最終確定から見ますと73.32%となっていますが、顕著に現れているのは和東町の茶種、いわゆる、てん茶・煎茶の生産比率で、てん茶257.415トンに対し、煎茶が45.090トンとなっており、煎茶の生産量が17.5%しかないこと、販売額では、てん茶が36億2,847万4,088円に対し、煎茶が2億2,905万3,367円で、煎茶の販売額は6.31%にとどまっており、本来、煎茶の産地であった和東町がてん茶の主産地に変貌しつつあるといった現状になっています。

てん茶の売行きが非常に好調なのは、インバウンドと海外市場における抹茶市場が好調なようで、買手市場の状況としては、「うす」を持たない業者の取引が多く見られ、茶価の取引額が高騰している状況にあるようです。お茶全体の収量につきましては出だし不作と言われていましたが、平年やや少なめを推移しているようでございます。

以上、私のほうからの諸般の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

おはようございます。

私のほうから、和束町議会令和7年第2回定例会報告書に基づきましてご報告を申し上げます。

報告書をお願いいたします。

報告第1号

令和6年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和7年6月13日報告

和束町長 馬場正実

1枚おめくりください。

令和6年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、翌年度繰越額の順にご説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、デジタル地域ポイント事業費、2,780万円。

同款、3項戸籍住民登録費、戸籍情報システム改修事業、899万8,000円。

6 款商工費、2 項商工費、石寺景観展望施設整備事業、4,814 万 4,000 円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、総合保健福祉施設整備事業、4,050 万円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、町道維持補修事業、1,834 万円。

同款、同項、石寺橋整備事業、7,600 万円。

同款、同項、橋りょう長寿命化修繕事業、1,338 万 3,000 円。

同款、同項、町道中溝学校線改良事業、6,812 万 7,000 円。

同款、同項、町道撰原下島線拡幅改良事業、1,250 万円。

同款、同項、河川浚渫事業、500 万円。

10 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業、300 万円。

以上でございます。

報告第 2 号、3 号につきましては、所管課長よりご説明いたしますので、報告第 4 号のほうをご説明をさせていただきます。

報告第 4 号

令和 6 年度城南土地開発公社決算に関する報告書

令和 7 年 6 月 13 日 報告

和 東 町 長 馬 場 正 実

1 枚おめくりください。

令和 6 年度城南土地開発公社決算に関する報告書をつけさせていただいております。

1 枚おめくりいただきまして、議案第 1 号 令和 6 年度城南土地開発公社事業報告及び決算認定につきましては、令和 7 年 4 月 28 日に提出されまして、同日認定を受けているところでございます。

1 枚おめくりいただきまして、令和 6 年度事業報告書でございます。

1 枚おめくりください。2 ページから 3 ページにつきましては、1. 総括事業、2. 土地の取得売却、3. 理事会議決事項、4. 監査事項、5. 協議事項、1 枚おめくり

いただいて4ページにつきましては、6. 登記事項、7. 監事の異動、8. 役員名簿の事業報告となっております。

続いて、令和6年度収支報告書でございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページ、7ページにつきましては、収益的収入及び支出が記載されております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、資本的収入及び支出の状況についてでございます。

1枚おめくりください。

令和6年度財務諸表でございます。こちらにつきましては、11ページから15ページに記載してされているところでございます。

16ページから21ページにつきましては、令和6年度附属明細書でございます。

めくっていただきまして、22ページをお願いいたします。22ページには監査報告書が記載されておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

次に、第5号についてご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、

報告第5号

令和7年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

令和7年6月13日報告

和束町長 馬場正実

1枚おめくりいただきまして、令和7年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書でございます。

1枚めくっていただきまして、議案第3号 令和7年度城南土地開発公社事業計画並びに予算について、こちらにつきましては、令和7年3月24日に提出されまして、同日可決をされているところでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらにつきましては公社の事業計画、3ページにつきましては公社の予算、1枚めくっていただきまして、4ページから5ページには公社の予算実施計画、1枚めくっていただきまして、6ページには賃借対照表をつけさせていただいておりますので、こちらにおきまして後ほどお目通しをお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、報告第6号でございます。

報告第6号

令和6年度一般財団法人和束町活性化センター決算に関する報告書

令和7年6月13日報告

和束町長 馬場正実

1枚おめくりいただきまして、第13期（令和6年度）事業報告書でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページから13ページにつきましては報告書の詳細を記載されているというところでございます。

少し飛んで13ページ以降になりますけれども、第13期（令和6年度）収支決算報告書をつけておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、報告第7号についてご説明申し上げます。

報告第7号

令和7年度一般財団法人和束町活性化センター事業計画に関する報告書

令和7年6月13日報告

和束町長 馬場正実

1枚おめくりください。

第14期（令和7年度）事業計画書でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページから9ページにつきましては、事業計画書の詳細でございます。9ページ以降に第14期（令和7年度）収支予算書になってございますので、こちらにつきましては後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（井上博丞君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、報告第2号及び第3号の説明をさせていただきます。

報告第2号

令和6年度和束町簡易水道事業会計予算繰越計算書に関する報告書

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度和束町簡易水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和7年6月13日報告

和束町長 馬場正実

おめくりください。

令和7年度和束町簡易水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款、項、事業名、予算計上額、翌年度繰越額の順に説明します。

1款資本的支出、1項建設改良費、石寺橋整備事業に伴う水道管布設替、300万円、300万円。

1款資本的支出、1建設改良費、町道中溝学校線改良工事に伴う水道管布設替、1,200万円、1,200万円。

令和7年6月13日報告

和束町長 馬場正実

おめくりください。

続きまして、報告第3号の説明をさせていただきます。

報告第3号

令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算繰越計算書
に関する報告書

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 13 日 報告

和束町長 馬場正実

おめくりください。

令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、総合保健福祉施設駐車場整備に伴う下水道管布設替、予算計上額で 150 万円翌年度繰越額で 50 万円。

令和 7 年 6 月 13 日 報告

和束町長 馬場正実

以上、報告第 2 号、3 号の説明を終わります。

○議長（畑 武志君）

議長より報告いたします。

監査委員より、令和 7 年 3 月 31 日現在、4 月 30 日現在の例月出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で報告を終わります。

日程第 4、閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、吉田哲也議員。

○総務厚生常任委員長（吉田哲也君）

それでは、総務厚生常任委員会の報告を行います。

本委員会は、5 月 29 日に、岡田参事ほか関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、各課における令和 6 年度の主要事業の成果などについて事務調査を行いました。

初めに、岡田参事から、令和7年度が始まり2か月がたち、4月から新体制となり行政事務を進めている。また、保健・福祉・医療の中心を担う和東町保健福祉交流センターが新たに稼働し、住民の皆様に親しんでいただけるような住民サービスを務めてまいりたいと考えていると挨拶がありました。

次に、令和6年度の決算見込みについて報告があり、一般会計で歳入総額43億1,789万円、歳出総額42億3,529万円で、翌年度へ繰り越すべき財源3,757万円を引いた実質収支は約4,503万円の黒字となりました。

また、6特別会計では、歳入総額14億6,129万円、歳出総額14億3,091万円となり、実質収支は4,711万円と、全ての特別会計で黒字決算となりました。

続いて、各課の令和6年度事業の実施状況等について調査を行いました。

総務課からは、住民生活や行政サービスの向上を目指し、まちの身近な情報を提供する茶源郷行政情報配信システム管理事業に1,118万円、町制施行70周年記念式典及び健康福祉交流センター竣工式挙行的ための記念事業費168万円、交通安全対策事業として、住民の安全確保のため、見通しの悪い交差点等にカーブミラー13か所、防犯灯7か所設置に89万円、また、大学生等奨学金給付事業では、令和6年度支給実績として私立大学生4名が申請、48万円の執行状況となりました。

税住民課からは、令和6年度の町税の課税状況の報告があり、町税全体の調定額の現年度分は前年度より4.5%減の3億5,396万円でした。

町民税については、個人分で前年度比1.25%、152万1,000円の減、法人は41.40%、1,069万円の減、固定資産税については前年度比2.44%、435万4,000円の減、軽自動車税については全体で2.35%、53万円の増、うち、従来の車体課税である種別割は0.63%、13万2,000円の増、たばこ税については3.16%、60万4,000円の減となりました。

保健福祉課では、新生児を育てる子育て世帯の経済的負担を軽減するための子育て応援給付金事業では、新生児1人当たり20万円、4人に給付されました。

また、総合保健福祉施設の整備事業に明許繰越費を含み１億４,１０４万円執行されました。

国保診療所からは、外来患者及び診療収入において若干の増となり、外来患者は６,３３９人、診療収入は６,３３７万円となりました。

このほか、介護保険事業や和束保育園、人権ふれあいセンター施設の事業などについて報告がありました。

委員からは、「４月からの新体制について、正職員の人数、職員１人に対しての業務量は」、「メンタルの調査は」、「新施設の駐車場のめどは」、「新施設での緊急時の避難経路は、避難訓練はしているのか」、「ハラスメントに対処する方法は」、「防災マップは年に何回変えているのか新施設もできたので、作り替えの必要では」、「マイナンバーカードの交付数」、「国保、後期高齢者のひも付けがどの程度までできているか」、「カーブミラーの設置場所は」、「収納率が落ちている原因は」、「転入者が増えているが、全て移住者か」、「国保税について物価高騰もある中、住民負担も大きいので、生活の実態を見て状況を知り、配慮していただきたい」、「和束保育園が認定こども園となるが、現状はどうなっているのか、保護者の声はどのように聞いているのか、子どもや保護者の声を聞きながら進めていくべき」、「今年度４月より実施されている带状疱疹ワクチンの料金は、また、それについての周知はどのようにしているか」のといった質問のほか、大学生等奨学金給付事業増額の要望も出されました。

その後、理事より選挙管理委員会からの報告がありました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、産業常任委員長、高山豊彦議員。

○産業常任委員長（高山豊彦君）

それでは、私のほうから、去る６月２日に開催いたしました産業常任委員会の報告

を行います。

本委員会は、各課の令和6年度事業の実績状況等について調査を行いました。初めに岡田参事から、令和7年度の行政事務体制の紹介がありました。続いて、北理事から令和6年度決算見込みについて、一般会計・特別会計・公営企業会計合わせて実質収支7,840万6,000円の黒字決算であったとの報告がありました。

まちづくり応援課からは、海洋センターの照明設備のLED化や茶源郷まつりでは来場者数7,000人で、出店数26店舗あった。また、移住・定住促進事業では、空き家開拓コーディネーターに委託する中で空き家バンクの新規登録が12件、物件成約10件となった。

文化庁京都移転文化創造・発信事業では、茶源郷まつりにおいて茶源郷・和東PR大使による茶畑コンサートを行い、3月には茶源郷和東景観シンポジウムを開催し、宇治の茶商等によるディスカッションを行った。

また、大阪・関西万博、きょうとの力の創出・発信事業では、「茶の匠」からのおもてなし事業として、関西国際空港において和東茶の呈茶や町内おもてなしイベントを実施するとともに、大阪・関西万博に向けての企画等を行った。

茶源郷乗合交通生活お届け事業では、累計の登録者数が396人となり、2,029人の利用があった。

ワールドマスターズゲームズ推進事業では、8月に国内最高峰の大会であるCJ-1大会を開催し、268人の参加があった。

石寺景観前駐車場整備事業では、観光来訪者のための駐車場の整備やトイレの新築工事を行ったとの報告がありました。

建設農政課からは、土地境界の明確化や公共事業の促進及び災害復旧の迅速化などを目指し、白栖区と別所区で地籍調査を行った。

また、中山間地域等直接支払交付事業では、13集落の60戸が参加し、水路・畦畔・農道の草刈り等の共同管理作業を行った。

石寺橋整備事業では、老朽化の進行により、既存橋梁の修繕による機能回復が困難と判定された石寺橋について大規模更新を行い、安全性を確保するための詳細設計を行うとともに、東出橋ほか2橋で橋梁補強工事、迂回路整備工事を行った。

町道中溝学校線改良事業では、総合保健福祉施設整備事業とともに府道木津信楽線から「特別養護老人ホームわらく」や釜塚地区への接続道路整備事業を行った。

環境衛生課からは、再利用可能な古新聞・古雑誌・段ボール・アルミ缶等の回収を実施する団体等に対し、1kg当たり7円の補助金を交付し、17団体で109トンとなった。

また、一般廃棄物の回収・処理に係る経費の負担や指定ごみ袋取扱店への販売手数料として、ごみ袋購入料金の10%の支払いを行った。

以上の報告を受けて各委員からは、「奈良交通の利用者数と原山バス停からの利用者数は」、「ワールドマスタースゲームズの住民への周知が弱い。町を挙げて取り組むためには、もっと周知する必要がある」、「若い方が農業をするために移住を希望されているが、住むところがない、空き家だけでは難しい。町営住宅の活用はできないか」、「農家の高齢化が進み、後継者をつくるためにも住むところが必要」、「移住したい方で購入するまで和束町で住みながら購入物件を待ちたいとの声もある。また、更地の需要もあるので、空き家&更地バンクという形にしてはどうか」、「移住特区について各区への取り組みと見込みは」、「耕作放棄地が増加しているが、後継ぎ問題の把握や新規就農者に対して町として積極的にアピールする取り組みが必要では」、「案内所の場所を観光来訪者が集まるグリーンティ和束周辺に集約することができないか」、「イベントなどで配布されているお茶の一煎パックの購入先を広くするような検討を」、「鷲峰山トンネルの出たところが暗いとの声がある、京都府に街路灯の設置を要請してほしい」、「石寺橋の取り付け部の段差がひどくなっているように感じるが、工期が延びているので、安全のためにも段差の調査と対策を検討してほしい」、「体験交流センター入り口は車体が路面に接触することがある。改良ができ

ないか」などの意見が出されました。

また、午後からは、現地調査としてグリーンスローモビリティによる石寺コースを試乗し、乗り心地や道路等の危険箇所の調査を行いました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽広域行政組合議会、岡本正意議員。

岡本君。

○相楽広域行政組合議会議員（岡本正意君）

皆さん、おはようございます。

去る6月5日の午後から、そうらく衛生センター会議室で開催されました令和7年第1回相楽広域行政組合議会臨時会の報告を行います。

本臨時会は、この間の木津川市議会、和束町議会での議会構成の変更、精華町議会の改選を受けて開催されました。

開会宣言の後、各議員、組合理事者などから自己紹介などがあった後、臨時議長に本町議会の畑 武志議員が選出され、その後、議長選挙が行われました。

議長には精華町議会の岡本あつし議員が選出されました。

その後、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定と進み、その後、副議長の選挙が行われ、本町議会の畑 武志議員が選出されました。

その後、同意第2号として相楽広域行政組合議会運営委員会委員の選任が議題となり、委員には精華町議会の岡田三郎議員、木津川市議会の柴田はすみ議員、笠置町議会の西 昭夫議員、南山城村議会の奥森由治議員、そして私、和束町議会の岡本正意議員が選任され、委員長に岡田三郎議員、副委員長に私、岡本正意議員が選任されました。

その後、議案第11号として、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び相楽広域

行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてが議題となり、質疑の後、全員賛成で可決され、臨時会は閉会となりました。

閉会后、希望者によるし尿処理施設の見学が行われました。

以上で報告いたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、山城病院組合議会、高山豊彦議員。

○山城病院組合議会議員（高山豊彦君）

それでは、国民健康保険山城病院組合議会の報告をさせていただきます。

国民健康保険山城病院組合議会令和7年度第1回臨時会は、去る5月22日（木）9時30分から山城医療センター会議室で開催されました。

初めに、議員構成並びに事務局の異動により、出席者の自己紹介の後、日程第2、議長の選挙については木津川市の西山幸千子議員が選出されました。

次に、議長により議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、追加日程第1、副議長の辞職については全員で承認されました。追加日程第2、副議長の選挙では南山城村の廣尾正男議員が選出されました。

次に、議会運営委員会の委員の選任については、委員長に木津川市の兎本尚之議員が、副委員長に南山城村の齋藤和憲議員がそれぞれ選任されました。

次に、谷口管理者から諸般の報告及び議案の説明があり、同意第1号及び同意第2号 監査委員の選任については、木津川市の谷川光男議員、笠置町の由本好史議員が選任されました。

次に、追加日程第3、承認第3号 専決処分の承認については、損害賠償の決定について全員賛成で承認されました。

続いて、追加日程第4、承認第3号 専決処分の承認については、山城病院医療センター使用料等徴集条例の一部改正については厚生労働省告示の年等の変更を行うもので、全員賛成で承認されました。

次に、追加日程第５、議案第８号について、令和７年度国民健康保険山城病院組合
病院事業会計補正予算（第１号）は電子カルテシステム更新によるもので、全員賛成
で可決しました。

以上、報告とします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、相楽中部消防組合議会報告について、私、畑 武志が議長席より報告
いたします。

○相楽中部組合議会議員（畑 武志君）

相楽中部消防組合議会報告を行います。

令和７年第１回定例会が６月５日午前１０時より、消防署３階の議場において開催
されました。

出席議員につきましては、１４名のうち１３名、１名が欠席されております。

日程第１では仮議席の指定についてが行われ、日程第２、議長選挙におきまして、
指名推選により、木津川市選出の柴田はすみ議員が議長に就任されました。

その後、議席の指定について、追加日程第２は会議録署名議員の指名について、１
番、山本麻也議員、２番、西 昭夫議員を指名され、日程第３では会期の決定につい
て、令和７年６月５日１日限りと決定されました。

日程第４では副議長の選挙について、指名推選により南山城村選出、奥森由治議員
が副議長に就任されました。

追加日程第５では議会運営委員会の選任について、議会運営委員には笠置町の西
昭夫議員、和東町の私、南山城村の北久保浩司君、木津川市の大角久典君、木津川市
の森本 隆議員、同じく倉 克伊議員が選出され、倉 克伊議員が委員長に就任され、
南山城村の北久保浩司議員が副委員長に選出されました。

追加日程第６では、相楽中部消防組合消防賞じゅつ金等審査委員会の選出について、
西 昭夫議員、奥森由治副議長、私、畑 武志、柴田はすみ議長が選出されました。

追加日程第 7 では、相楽中部消防組合表彰審査委員の選出について、和東町の山本達也議員、木津川市の山崎光祐議員、山本しのぶ議員が選出されました。

追加日程第 8 では、同意第 2 号 相楽郡中部消防組合監査委員の選任については、笠置町の西 昭夫議員が選出され、同意されました。

追加日程第 9、議案第 8 号では、相楽消防組合職員の勤務時間、休憩等に関する条例及び相楽中部消防組合職員の育児休暇等に関する条例の一部改正についてが提案され、賛成者全員で原案のとおり可決されました。

追加日程第 10、承認第 1 号では、専決処分を求めることについて「令和 6 年度相楽中部消防組合一般会計補正予算（第 2 号）」について、歳入歳出それぞれ 3 9 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 5 億 4, 1 8 3 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

質疑等々あり、採決の結果、賛成者全員で原案のとおり可決されました。

追加日程第 11、報告第 1 号 専決処分の報告について（加茂消防車物損事故による損害賠償）で 8 万 1, 4 0 0 円を専決した報告がありました。

追加日程第 2、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査について決定され、午前 11 時に閉会いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、高山豊彦議員。

○相楽東部広域連合議会議員（高山豊彦君）

それでは、相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和 7 年第 2 回相楽東部広域連合議会臨時会は、去る 5 月 20 日（火）9 時 30 分から、和東町体験交流センターで開催されました。

日程第 1、議録署名議員の指名及び日程第 2、会期の決定の後、日程第 3、諸般の

報告では、西 昭夫議長から副議長の南山城村の奥森由治議員の辞職願の届けがあし
ったとの報告がありました。

次に、日程第４、副議長の選挙が行われ、議長の指名により、本町の畑 武志議員
が選出されました。

その後、西 昭夫議長から辞職願が提出されたことから、追加日程が提案され、日
程第１、議長辞職の件については全員が承認。

日程第２、議長の選挙が行われ、畑副議長の指名により、南山城村の奥村由治議員
が選出されました。

次に、日程第３、議席の一部変更の後、日程第４、常任委員の選任については、総
務厚生常任委員会委員長に笠置町の西 昭夫議員、副委員長に南山城村の久保憲司議
員が選任、文教常任委員会の委員長に南山城村の鈴木かほる議員、副委員長に本町の
岡田 勇議員が選任されました。

続いて、日程第５、議会運営委員の選任は、委員長に本町の岡田 勇議員、副委員
長に笠置町の向出 健議員が選任されました。

次に、日程第６、監査委員の選任については、笠置町の西 昭夫議員が選任されま
した。

その後、南山城村の久保憲司議員から、教育委員長の選任について経過報告を求め
る意見が出され、平沼連合長、山本副連合長、馬場副連合長から、３月３１日に前教
育長の辞職に伴い、これまで複数の候補と調整を行ってきたが、いまだ決定していな
い。早急に決定できるよう努力している等、それぞれ経過の報告がありました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

以上で報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時１９分～午前１０時３０分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み１時間以内といたします。

再質問は制限時間の質問を許可いたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、４番議員、高山豊彦議員。

高山議員。

○４番（高山豊彦君）

改めまして、皆様、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして私のほうから一般質問をさせていただきます。

まず、１点目です。鷲峰山トンネル開通に伴う住民生活の変化に対する対応についてでございますが、本年２月２４日に鷲峰山トンネルが開通したことで、中和東周辺から宇治田原町へは１０分程度で行けるようになり、国道３０７号線へも大幅な時間短縮となったことから、大型車両等の通過交通や観光来訪者の増加などにより、住民生活にも大きな変化や影響が見られます。

そこで、２点質問します。

まず、１点目には、トンネル開通後、府道宇治木屋線や木津信楽線の大型車両の増加が見られるが、木津信楽線の安全対策の取り組みは、２点目に、観光の来訪者も増加していると感じるが、来訪者の受入れ施設など、町内の雇用につながる取り組みは。

大きな２点目です。健康福祉交流センターの利用状況についてでございます。

４月１日から健康福祉交流センターが供用開始され、住民の皆さんからは、きれいな施設ができてよかったとの声が多く聞かれます。そこで、施設の完成に伴い、国保

診療所や多目的ホールなど、施設の利用状況についてご答弁願います。

3点目です。組織運営についてお尋ねします。4月1日に役場の大幅な機構改革やそれに伴う人事異動が行われましたが、機構改革や人事異動の結果、住民サービスなど業務への影響は出ていないのか、ご答弁お願いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

それでは、高山議員からいただきました一般質問について答弁をさせていただきます。

1. 鷲峰山トンネル開通に伴う住民生活の変化に対する対応について、2. 健康福祉交流センターの利用状況について、3. 組織運営についてということで、私のほうからは概要となりますが、答弁とさせていただきます。

最初に、1. 鷲峰山トンネル開通に伴う住民生活の変化に対する対応についてですが、トンネル開通に伴い、人流・物流の流れは大きく変化したと認識しています。

人流につきましては、開通前の木津川市方面からの観光客が鷲峰山トンネルを利用しての来町者が多くなったこと、特に休日の町内は観光客が増大しているように見受けられます。しかしながら、まだまだトンネル工事の残工事による大型ダンプの往来が極端に多く、特に木津川市加茂町地内の工事へのトンネル残土運搬では、主要地方道木津信楽線の交通量が一時的に増えていることへの対応、また、国道163号から国道307号のアクセス道としての大型車の混入が徐々に増えてきていることから、主要地方道木津信楽線の通行安全対策は、今後の課題になると考えています。京都府においては、鷲峰山トンネル開通に伴う交通量調査、木津警察署による安全走行啓発取り締りなどを実施していただいております、住民生活への影響調査、安全確保に取り組んでいただいているところです。

和束町としまでも、トンネル効果を生かせる取り組みを今後さらに加速させてまいりたいと考えているところで、具体的にはまだまだ事前調整が必要ではありますが、宇治方面への通学時間帯、総合医療機関への定期バスの運行など、公共交通の複合的な利活用なども視野に入れ取り組みを進めたいと、現在、関係機関との調整を進めているところです。

また、新たな雇用創出を目指し、和束町の基幹産業である茶業関係企業誘致などに積極的な協議を進めており、和束町における景観環境を保全しつつ取り組みたいと考えています。

今後は乱開発行為などを視野に入れ、景観条例など関係条例の見直し、関係法令を遵守しながら、この和束町のポテンシャルが活かせる町づくり、町政運営に努めて参りますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、２．健康福祉交流センターの利用状況について答弁させていただきます。

健康福祉交流センター「chanova」の利用状況については、担当課長のほうに答弁させますが、私のほうからは、全体的な答弁にとどめさせていただきます。

利用されている住民からは、利便性がよく使用できるとの声を聞いています。和束町、和束町社会福祉協議会が主催する事業を始め、サークル活動なども徐々にではありますが定着しつつあるとの報告も受けています。また、会議などの使用も年度初めでもあり、総会などの会場として使用されているほか、４月には京都府議会全議員で構成されている宇治茶議連、約５０人の府議会議員の視察を受け、来る６月２２日には、茶の京都DMO総会が２階大ホールで開催される運びとなっています。和束町としまでも町内外の団体などに積極的に呼びかけ、利用促進を図っているところでございます。

次に、３．組織運営についてについて答弁させていただきます。

このたびの和束町組織条例改定に伴う新組織体制が、本年４月にスタートさせました。長年経験を積んだ職員の新担当部署への異動も複数あり、４月当初は想定以上の

混乱を招いたところもあったと報告を受けていますが、職員間の協力により、大きな停滞もなく事務が進んでいると私は受け止めています。

ただ、和東町事務組織、ここ数年にない大きな人事異動となりましたので、若手職員からは、住民対応に問題が生じていないか不安に思うところがあると言う声を4月上旬に職員から直接受けたことが数例あったことは事実です。特に管理職においては、職員のモチベーションアップにつながる担当課のマネージメントに取り組んでいただいているところで、私としましては現行体制の確立に取り組みたいと考えています。しかしながら、住民からのご意見は真摯に受け止め、適時適材な対応できるよう、私も含め管理職職員と協議を重ねたいと考えています。

以上、高山議員からいただきました一般質問への答弁とさせていただきます。

なお、事務的な具体事例については、担当課長のほうが答弁をします。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、高山議員の一般質問について答弁させていただきます。

私からは、大きい1番、鷲峰山トンネル開通に伴う住民生活の変化に対する対応についての（1）トンネル開通後、府道宇治木屋線や木津信楽線の大型車両の増加が見られるが、木津信楽線の安全対策の取り組みはについて答弁させていただきます。

先ほど町長からの答弁でも若干重複するところがございますが、今年2月24に鷲峰山トンネルの開通式が行われました。宇治田原町や宇治市、京都市へのアクセスが大幅に時間短縮され、通行しやくすくなり、今ご質問にありましたように、大型車両だけでなく、普通車などの一般車両の通行も相当増加していると聞いているところがございます。

これにつきましては、先日、木津警察署、また山城南土木事務所、和東町の総務課

で通行や交通安全などについて協議され、ダンプカーにつきましては、山城南土木事務所が関係業者に注意喚起を既に行っているところでありまして、また、スピード注意などの注意喚起や警告などの道路標示につきましても、現行見にくくなっていたりするものの修正や新規設置を要望いたしているところでございます。また、木津警察署も巡回などのパトロールを実施していただいておりますが、さらに強化してもらえるよう要望いたしております。

今後も車両の通行量は増え続けると思われますので、随時対応を検討してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、私から、高山議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

おはようございます。

それでは、私からは、高山議員の一般質問の大きな1の（2）観光の来訪者も増加していると感じるが、来訪者の受入れ施設など町内の雇用につながる取り組みはについてお答えいたします。

和束町への観光入り込み客数は、令和5年に過去最多の19万3,762人を記録しましたが、令和6年は18万8,332人と若干減少いたしました。本年2月24日に鷺峰山トンネルが開通し、3月から5月までの3か月間のグリーンティ和束周辺の施設に観光客の増減について調査いたしましたところ、前年比で7%増加しているとの結果になりました。5月の土曜日、日曜日の天候がよければもう少し伸びていたものと思われます。

次に、和束町全体を博物館と見立て、お茶と観光交流を軸とした茶源郷オープンエアマuseum構想につきましては、現在、3月に提出されました実施計画を精査し、民間に事業に取り組んでいただく方向で現在検討を進めております。

なお、雇用につながる取り組みにつきましては、先ほど諸般の報告で町長が報告させていただいたとおりでございます。

以上、高山議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

おはようございます。

それでは、高山議員の一般質問に答弁させていただきます。私からは、大きな２．健康福祉交流センターの利用状況について、施設の完成に伴い、国保診療所や多目的ホールなど施設の利用状況はについて答弁させていただきます。

まず、センター貸室関係でございます。日数は延べ日数でございます。

４月度の主な利用は、多目的ホールで２２日、和室１日の合計２３日、利用団体は５団体でございます。また、利用人数は６７２名、利用金額収入は１２万９,０００円となっております。

５月度は同様に、多目的ホール１８日、和室１日、会議研修室２日の合計２１日、利用団体数は同じく５団体でございます。また、利用人数は４０１名、利用料金収入は８万８,７００円でございます。

引き続きまして、国保診療所の利用状況でございます。人数は延べ人数でございます。診察は週５日が基本でございます。

４月の受診患者数は６１２名、うち理学療法利用者は２０９名でございます。

５月の受診患者数は６７７名、うち理学療法利用者数は２４５名でございます。

以上、私から高山議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

４番、高山豊彦議員。

○４番（高山豊彦君）

それでは、それぞれご答弁ありがとうございました。では、再質問させていただきます。

まず、1点目の鷺峰山トンネル開通に伴う住民生活の変化に対する対応についてでございますが、今、警察署であるとか、また土木のほうとも調整しながら交通量等の調査もされたということでございます。やはり今もご答弁にあったように、随分大型の車両が増えてきている。木津川市内ですかね、府道整備の関係の工事車両もトンネルの土砂の搬出で相当数通行しております。そういったことや、また、一般車両につきましても、普通車両につきましても随分増えてきてるなというふうに感じています。

そこで、よく最近目にするのが府道沿いにレジ袋でそのままごみが捨ててあるというのを最近よく目にするんですね。これはやっぱりトンネル開通してから多くなってるのかなという感じを持っています。要するに、井平尾から中和東までだけじゃなくて、湯舟方面に向けても増えてきております。そういったところでですね、府道木津信楽線のごみの投棄について対策をどのようにされているのか、お尋ねしたいです。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

ごみの関係でございますが、今ありましたように府道でございますので、今、京都府と協議・連携した中で進めていかせていただくということでしているところでございます。

また、ごみの関係につきましては環境衛生課が担当しているところでございまして、今、環境衛生課のほうで会計年度任用職員を雇用いたしまして、週3回パトロールをしていただいているところでございます。その際にごみが見つかったら、すぐその場で回収するという対応を取っているところでございます。抜本的なことにはなっていないというのが現状ではございますが、さらにパトロールの強化、また府と連携してい

った中で対策のほうを検討していきたいと思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

以前に瓶原大橋先、運行ですね、井平尾地内の道路拡幅した旧道の部分でごみが多かったということもあって、そこにごみ捨て防止の啓発看板を設置していただいた。それからあまり目立たないようにも思います。

今ご答弁いただいた、例えば、会計年度任用の方がその辺りまで清掃をしていただいているという事実もあるんですが、あの辺のごみの数というのは大分極端に少なくなったのかなというふうには感じてるんです。

ということで、府道の関係もあるんですが、やはり景観の問題もあるかと思いますけれども、ごみ捨て防止の啓発看板をところどころに設置してはどうかなというふうに感じているんですが、町長、その辺りを府のほうにお願いできますか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

高山議員の質問にお答えさせていただきます。

実は3日ほど前に茶農家から電話がありまして、茶園を刈っていたら「ガリッ」という音がしたということで急に止めて機械を見ると、機械にアルミ缶が引っかかっていたという報告を受けています。ちょっと多くなってるのが確かに現実でございます。特に宇治木屋線のローソンからトンネルの間のごみがちょっと増えているということで、先日、担当課のほうからも、ごみが放置されているということで報告を受けてまして、これについては担当課のほうで処理をし、若干そこにはほかされた方のようなものがあつたので、直接そこの方に連絡をして指導したというような事例もござい

ます。町としましても、何なりとの指導、それから啓発はしていきたいというふうに思います。

ただ、議員がおっしゃられたとおり、看板といいますのは、景観上の問題も含めま
すとなかなか難しいところもあったり、それから啓発しなければならないところがあ
ったりしますので、この辺については京都府と協議しながら、うちの中でできること、
それから京都府のほうにお願いすることも含めて、今後も取り組みたいと思いますの
で、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

そこは景観のこともありますので、十分調整をしていただいて、やはりごみが一旦
捨てられると、どうしてもそこに集中してまた捨てられるということもありますから、
そういったことのないようにお願いしたいと思います。

次に、宇治木屋線沿いの別所地内の開発工事が進められているところというのが目
につくわけですが、住民の方から、「あれ何の工事かな」という声も多く聞か
れます。そこで、工事の目的ですね、それは把握されているのかどうか。

また、総合計画による沿道型サービスエリアの計画を進めるためには、特に周辺の
土地利用を可能とするための農振地の見直しとか、そういったことも必要になってく
るのかなというふうに感じておりますが、その辺りは町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

まず、1 点目の別所地内での山の開発というお話でございます。

私が諸般の報告で申し上げましたとおり、限定しますと、宇治市内の業者が和東町

のほうに進出したいという計画を持っておられるということです。これにつきましては、現在、和束町の開発協議はほぼほぼ話ができてまして、今、京都府の開発協議の段階になっているということでございます。これは和束町の雇用を創出していただけることというのが目的でございまして、現在のところ形的にはまだ全体計画が見えておりませんので、詳細についてはお話しできませんが、茶業関係業者がここに工場を進出したいというような思いを持っておられるというところでございます。

2点目の沿道型サービスエリアについてでございます。

これは先ほどまちづくり課長が答弁しましたように、オープンエアミュージアム、昨年まで数年かけて計画を策定しているところです。一応、基本計画の形的には見えてきましたが、まだまだこれをどういう具合に動かすかというところについては、内部協議をしていく段階であると思っております。

これにつきましては、私の考え方としましては、行政がやるのではなくて一般民間企業が中心となって事業を動かしていただくということを考えておりまして、これに向けた支援をどのようにしていけるかということについて行政としては考えていきたいという考え方をしておりますので、今後につきましては、同じく宇治木屋線沿いになろうかと思っておりますので、その辺を中心に考えたいというふうに思っております。

それと、3点目の農地の所有地との関係でございます。

これにつきましては、平成4年以降、平成29年でしたかね、一回見直しをかけていますけども、農振の問題があると思っております。ただ、和束町におきましては景観行政を重視している町でございまして、この農村風景、この景観を無視するという気持ちは一切ございませんので、この農地景観を残しながら、その中に既存の施設プラス新たな施設をマッチングができるような形で取り組みたいと考えております。

ただ、農地につきましては、担い手の不足、それから農業経営の考え方も変わってきております。これに向けて沿道筋につきましては、若干の見直しは今後かけていきたいというように考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

特に沿道型サービスエリアにつきましては、先ほどあったように、これから特定地域づくり事業ですか、協同組合の事業ですね、これは国のほうの事業だと思うんですが、これをやはり活用しながら、雇用促進につながるような取り組みをぜひお願いしたいなと思います。

5 月に子育て世代のワークショップをされた。ホームページをちょっと確認させていただいたら、やはり近くに働く場所がないとかいった声もあったように載っていましたが、やはりそういったことを求められてる方が多くいらっしゃると思うんですね。特に子育て世代、近くで短時間で働けるといいうところも求められているのかなと思います。本町ではなかなかそういったことがないので、この提出にもつながっているということもあるかと思いますので、ぜひそこは積極的に取り組んでいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2 点目です。健康福祉交流センターの利用状況についてでございます。

これまでもボランティアの団体の方からもちょこちょこお声を聞かせていただくんですが、やはり使用料の問題です。なぜ有料になったのかという声がやっぱり多いんですね。例えば、近隣の南山城村、木津川市、精華町も含めて、施設の使用料を確認してみますと、確かに外部からの利用者に対しては料金が要るんですが、例えば、内部の町内会であるとか、各区であるとか、また、それぞれの市町村の中の各種団体の使用については無料になってるんです、免除になっているんですよ。なので、やっぱりそことどうしても比較される部分がありますし、利用したいけれども、なかなか利用しづらいというところもございます。

1 階の厨房につきましても、あそこの厨房のほうがオープンが充実しているので、

パンを焼くにしても、あそこのほうがいいとかいう声もあって、使いたいけども、やっぱり使用料がネックになっているというのがございますので、せっきくの施設ですから、これからやはりしっかりと住民の皆さんにも使っていただかないといけないと思いますので、やはり利用しやすい施設にしていくためにも、せめてボランティアの会とか、そういった町内の各種団体につきましては、使用料を減免するような考えを持っていただけたらなと思いますが、そこは町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今、私も、その気持ちにつきましては、いろんな方からそういう声聞いています。確かに、利用料が安くなれば使い勝手がいいということについては、今後は検討していく中にはあろうかとは思っております。ただ、議会の条例の中で決めていただいた適正な料金でございます。これにつきまして、この料金を簡単に変えるというのはなかなか難しいなというのが私の思いでございます。

その中で一つだけお願いしたいのは、なぜ利用料金をしっかりと明確にして出しているかといいますのは、公共施設でございます。皆さんが同じように対等な形で使っていただけると。そういう形でいきますと、幾ばくかの分担・負担というのはあっておかしくないとは私は考えています。その中で施設が大切に使われ、一日も長く維持できるということが目的の中にあると思っておりますので、現段階で減免、それから免除ということについては検討をしております。

今後いろんな形の中で運営がきちっと一定スペースに乗り、その中で利用の促進が出てくるといったこと、それから例えば、利用される方々でそういう協議会をつくっていただいて、どういう形がいいのかということを検討していただける機会もできくと思っております。

そういうことも含めて、住民の皆さんが平等に平均に使っていただけるような施設としてしていきたいと考えておりますので、今、私のほうにも来ているご意見に対しましてはそのように答弁しておりますので、現段階では、一応、利用料金は原則どおりいただくということで考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

以前の福祉センターであるとか、そういったところとやっぱり比較もされますし、また老人福祉センターとか、そういった他の施設ともどうしても比較されるわけですよ。今、町長のほうから、この施設の使用について、きれいに使っていただきたいということも確かにあるかと思います。ただね、そしたら、よその減免されている施設が乱暴に使われているかという、そうではないと思います。やはりそこで定められた使用方法にのっとってしっかりと施設を大切に使うっておられるんじゃないかなというふうに思います。

私たちも、あじさいホールであるとか、そういったところも使わせていただくこともありますけど、やはりその辺りを気をつけながら使用もしておりますし、そういったところは十分徹底されるんじゃないかなというふうに思います。

それと、条例の関係ですが、確かに条例を可決して、そういう形で使用料を取るという形になってはいますが、やはり住民の方の声もあってですね、住民の方が利用しやすい環境に変えていく部分では、議員の皆さんもやはり賛同を得られるのではないかなというふうに思いますから、そこは住民の方が利用しやすい環境になるように検討をいただきたいというふうに思いますので、ここでお聞きしてもまた同じ答弁になるかと思いますが、そこはしっかりとそういう形でお願いしたい。

それと今、協議会等というお話もございましたが、そういったことも含めて、やは

りボランティアの団体であるとか、そういった方にお伝えをして、こういう形で一応検討していただけたらこちらも前向きに考えられるとか、そういったことも含めて、そういった考え方が住民に全然伝わっていないし、「どうしたらいいのかな」、「何で高いのかな」というだけがもう声として上がってきますので、そこは行政として利用しやすい環境を整えていくためには、そういった形のアドバイスもしていただけたらと思いますので、それからまたよろしくお願いします。

次に、三つ目です。組織運営についてでございます。

組織の変更に伴う部分で、若干の影響があったという町長の答弁でありました。私、見てみますとね、特にホームページで、組織条例であるとかも全く変わっていないんですよ。まだ旧の課のままになっています。あと、子育て支援給付金事業、これは今年度予算で、先日も委員会の方の話が出ていましたが、地域ポイントを使って出産時の祝金をするとなっていますが、ここの要項には、まだ金融機関窓口振込となっているんですよ。細かい部分ですけども、やっぱりそういったところが全然変わっていない。もう6月中旬ですから、4月1日から組織を変えてやっているわけですから、本来ならホームページのカレンダー機能を使って、4月1日の時点で条例関係は一切切り替わるというような事務ができるはずなんですよ。私も以前の職場でそういうホームページに携わっていたもんですから、そういうカレンダー機能を通じて条例等と切り替えていました。それまでの分は3月末でカレンダーで止めて、4月1日から新たな条例がアップされるようなことをやってきましたから、当然、本町のホームページのシステムもできると私は考えています。

ですから、これはなぜできないのかということなんですよ。やはり大幅な人事異動によりまして、なかなか変わってすぐ、新たな職場で多くの仕事を覚えていかないといけない。それが大きな問題なんじゃないかなと。あまりにも大きく人事異動を行った関係で事務が追いついていないというところがあるんじゃないかなというふうに思います。ですから、当然、課長や、また担当の職員、係長、課長補佐を含めて

関係の職員が変わっていけば、当然その職場に行けば、その知識を得るまで一定期間かかるわけですよ。４月１日に行ったから、すぐそのことが分かるかという回答えられへんわけですよ。住民の方に聞かれると当然答えられない。住民サービスとしてそこでも当然低下していくわけですから、そういったことも含めて、今回の大幅なこの異動というのはどうだったのかなというふうに私自身は感じています。

例えば、議会事務局、今、局長も座っていただいています、議会事務局にしましても、今回、会計課長と事務局長ということで、兼務ということになっているわけですよ。議会事務局設置条例第３条を見ていますと、事務局長以下の職員は、議長、これを任命するとなっているんです。当然、事務局の人事というのは議長の権限だと思うんですが、これがなぜ兼務になっているのか、また、そのほかにも兼務がいっぱい増えていると思いますが、なぜそういったことになっているのか、まず町長からご答弁願いたい。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

かなり厳しいご意見、ありがとうございます。私もかなり真摯に受け止めている点もございますし、また反省している点もございます。

まず、１点目の業務が混乱していないかという点でございます。

これにつきましては、先ほどもチラッと言いましたけども、今回の異動につきましては主に管理職の異動に当てました。管理職の異動に当てたことと、それと課を若干スマート化さすということで、集合させた課もかなりあります。こういう点が大きな問題であったのかなと思います。

その点で、若手から私のところに來た意見が一つあったのは、決裁を取るために起案を書いたけども、本当に新人の課長がこの制度を分かっているのかという

ようなことをちょっと不安に思うとか、それから窓口で業務をしていて、これに対応し切れなくなって、住民が若干声を大きくなったときにフォローしてもらえるのかというような不安があるということは、私のほうにも一般職員のほうから声は聞こえてきました。確かにそういうこともあったと思います。

ただ、和束町の今の職員の構成からいいますと、就職氷河期の職員が今いないというのが現状でございます。その関係もありまして、課を兼務してスマート化したというのも今回の異動の中の大きな要因でございます。

全く兼務をしていない課というのは三つ、兼務をさせた課が四つあります。これは企画とまちづくり系のものを一切合切まとめて一つの課にしたのがまちづくり、それから農村と建設をくっつけて一つの課にしたのが建設農政課、診療所と福祉をくっつけたのが今の保健福祉課、この三つです。

それから、単独で動かしておりますのは、総務課と環境衛生課。この課につきましては私のほうから別のミッションを与えておりますので、それは別にしております。そういう考え方の中で課を兼務しております。そのまま今言われますように、言及された議会と、それから会計も兼務をさせていただいております。確かに兼務辞令という形で出しておるのは議会と会計でございます。ほかにつきましては課をスマート化しておりますので、兼務とはなっておりません。ただ、課長につきましては、どの課長も2課を1課で見ているというような形になっておりますので、この点についてはご理解を願いたいと思います。

ただ、議会と町長部局につきましては組織が若干違うところもありますので、ここについては兼務という辞令を出しております。それと、税住民課の課長については参事が兼務するというような形を取っております。その中で課長に大きな負担がかかっているというのは確かに間違いはないと思っております。その分、課長に踏ん張っていただかなければならないという私の中の思いでございます。そういう形で、今一応、組織についてはそういう形で構成させていただいたということで考えておりますので、

この点についてはご理解を願いたいと思います。

あと、いろんな事務について、若干のずれがないのかということですが、大きな問題が発生したということは、私のほうには今のところ報告は受けておりませんので、管理職を含んで職員全員が、一生懸命、日々の業務に取り組んでいただいているというように私は受け止めております。そういう形で動いておりますので、その点についてはご理解願います。

そういうことで考えておりますので、組織の中については現行を何とかスマートにしていきたい。特に職員がなかなか採用できないということもありますので、その辺のところにつきましては、いろいろ政策も練りながら、今後の採用についても考えながら、もう少し職員の経験をうまく広げられるような形が取れるように努力したいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

確かに、今の職員の方の年齢構成等を考えますと、管理職になる年代の方の職員数が非常に少ないというのがあるかと思います。本来なら議会の中で、議員のほうから人事のことについて触れるのはどうかと思うんですが、職員の方が混乱を起こすことによってやっぱり住民サービスの低下につながっていくわけですよ。ですから、やっぱり住民の方も安心して行政相談をしたり、いろんな手続きをしたり、スムーズにいくような体制をつくっていかないといけないというふうに思っているんです。

今、人事の問題、要するに職員の数の問題もあります。5年後の管理職体制、組織体制はどのようになっていますか、町長。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

実際のところ、今ご指摘のところが私の一番頭の痛いところでございます。そのためにも、今の係長級の方らがしっかりと責任を持っていただいて頑張っていたきたいというのが私の今の期待と思いでございます。特に40代の職員がいないと。これは年齢どうのこうのじゃなくて、やはり経験をどれだけ持って積んでいただけるか。直接自分が前面に立って経験を積んでいただくことが大切であると私は考えていました、年齢構成だけの問題ではないと。職員がどうしても課長に頼るというような体制であれば、いつまでたっても同じことは変わりませんので、そうじゃなくて、管理職がしっかりと職員を育てるというつもりで取り組んでほしいというのが私の願いでございますので、この点についてはこの議場にも管理職全ておりますので、議員のほうに答弁をさせていただくとともに、管理職のほうにもその辺はしっかりと認識してほしいと思っております。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

今、職員の経験というお話がございました。たしか5月26日、27日だったと思うんですが、読売新聞で戦後80年、昭和100年ということで、地方行政の関係で特集がありました。その中で特に地方ですね、鳥取県のある町なんですが、土木技師の応募は約10年なく、定年後に再任用した技師1人の下に一般職員をつけるが、公共工事の積算に時間を要し、インフラの維持管理も優先順位をつけてしのぐのがやっとということなんですね。まさに本町においてもこれからこういったことが出てくるんですよ。特に専門職・技術職の職員が不足してくると、たちまちそういう事業が進まなくなるということにつながってくるわけですね。なので、今回も1人技術の方がお辞めになるというふうにお話は聞きましたけど、本当に残念なことだなというふうに感じているわけです。人を今育てるというお話がございましたが、しっかり人

を確保してどう育てていくかということが大事だろうと思います。

多分、前町長のときだったと思うんですが、ある議員から本町の給与について質問されたときに、たしか相楽東部の中で一番高いというお話がございました。総務省の資料を見てみますと、ラスパイレスで見ますと、本町は確かに府内の町村の中で上から4番目なんです。確かにラスパイレスから年齢構成、人口構成の問題もあるかと思いますが、そういう部分では高く出ています。

大学の初任給を見てみますと、この資料によりますと、初任給が19万1,700円ということで、精華町や木津川市、また城陽市であるとか、そういったところと同じなんです。そこだけ見ると非常に高いレベルなんです。ただ、その後、平均年齢見てみますと、本町の場合、40.4歳ということで、これが資料としては今年のデータだと思います。これで見ますと、40.4歳で、金額でいいますと、手当が入らずに給与月額28万7,000円ほどになっています。伊根町辺りは40.3歳で30万6,000円ほどになるんですね。隣の笠置町にしても40.1歳で29万5,000円あります。南山城村でいいますと41.7歳、ちょっと1歳ほど高いんですが、30万円ございます。

これを見てみますと、確かに初任給は高いです。ただ、平均年齢的な部分、要するに20年ほど経過した段階では京都府下で一番安いようなことになるんです。ここはやっぱり安心して続けて勤務ができるような給与体系も含めて、そういった体制づくりが必要ではないかなというふうに思うんですが、その辺り、町長、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

いろいろ年齢構成、それから経験値等が含まれた中での平均給与ですので、一概にその数字を分かりましたというのが言いにくい部分があります。ただ、採用条件につきましては、当初では合わせるようになったと思います。ただ、その後は、うちにつ

きましては職務職改正を引いております。その職務に適合する経験がどれだけ積みれてきたかということが一番の原因になると思っております。これについては給料表の見直し等も含めまして、組合ともいつも言っておるんですけども、退職金とかも含めて生涯給で全てのことが決まってくることになりますと、できるだけ早い時期に高いところに到達するのは決して悪いことではないと思いますし、いいことだと思います。ただ、そこへ到達していただけるように職員がそれなりのモチベーションを持って仕事をしていただければ、私は別にその年功序列をどうこうとか全然考えていませんし、抜てき人事もあってもしかるべきだと思いますので、そこにつきましては職員のモチベーション上げるように、特に管理職が職員のモチベーション上げられるようにマネジメントしてもらえよう今後を指導していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

この4月から、これまで町長もいろんな職員の方から声は聞いておられると思います。私もかなりの職員の方からいろんなお声を聞いています。そういう中で今の給与の問題もお聞きして、それで総務省のデータを調べたら今の状況になっているということでございます。

確かに、一定期間を過ぎたところでは当初とは違って伸びが低いのは事実でございますので、そこはやっぱり職員の方からしたら不安になるんです。将来どうなるのかということになります。当然、生活する上で給与が一番大事なものですから、その不安というのは大きいと思います。

それと、やはり今回の人事異動によって大きく変わっていったときに、自分は次どうなるのかなという不安もあるんですよ。なので、やっぱりそこで今モチベーションを上げるような指導をしているということですが、逆に、今回の部分ではモチベーシ

ョンが上がるどころか下がっていつているんです。なので、町長がいろんな経験を職員にしてもらって、幅広く対応できる職員を育てていきたいという気持ちは分かります。ただ、そのことが全職員に伝わっているかというと、なかなか伝わっていないんじゃないかなと思うんです。ですから、町長が1人突っ走っても、ついてくる者がおらんかったらもうどうにもならんわけですよ。なので、しっかりその辺り、町長の思いを職員が賛同してくれて、町長についていくわと言ってもらえるような、やっぱり理解を得ながらそういった事業を進めていかないと、先ほどの鳥取のあるまちのことじゃないですけど、新聞記事見ているすと、「市町村存続の危機」で書いてあるんですよ。まさにそうだと思うんです。行政の職員の体制が整っていないんですよ。

先ほども5年後の話もしましたが、本当に補充していけるのかということもあるわけですね。なので、やっぱりそこは変な噂が広まってしまうと、和束町へ行っちゃ大変やでといううわさが広まってしまうと、応募してくれる人もいなくなるわけですから、そこは町長の思いをしっかりと職員に伝えながら、また理解を得ながら共に一丸となって取り組んでいていただきたいなと思うんですが、最後に町長、ご答弁をお願いします。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

かなり厳しいご意見をいただきましてありがとうございます。真摯に受け止めて、今職員と一丸となって前向きに進めるよう努力をしたいと思いますので、この点につきましては、議員各位のご支援も賜りながら前へ進みたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

厳しいことを言いましたが、やっぱり職員の方が働きやすい環境をつくっていく、これが本当に大事だと思うんです。一つ一つの事業をスムーズに進めていくためにも、やっぱり気持ちよく働くというのが一番大事だと思いますから、そして、それぞれの職員の方がそういう対応していただくことで住民サービスも向上していくわけですね。また、いろんな取組も前に進んでいけるということになってきます。そうしますと、またせっかくトンネルもできたわけですから、和東町はええところやということに来ていただける方も増えてくる可能性もあるわけですよ。やはりそういった形で、これからオープンエアミュージアム構想をのっとして、多くの方が本町に住んでいただける。また安心して住んでいただける、そういう環境をまず行政の中からつくっていただきたいというふうに思いますので、ぜひそこはよろしく願いをして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

これにて高山豊彦君の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１１時２３分～午後１時３０分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。一般質問を行います。

第１に、安心して利用できる健康福祉交流センターについて伺います。

４月にオープンした健康福祉交流センター「c h a n o v a」は、町民の保健福祉、医療の拠点として、また様々な活動拠点として、広く安心して利用できる公共施設として期待されております。オープンからまだ２か月余りですが、そのために、ぜひ急

ぎ改善していただきたい点を三つ伺います。

一つは、施設利用料の減免規定を改善し、免除対象の拡充を求めます。

二つ目に、緊急時の避難方法の改善、訓練の実施を求めます。

三つ目に、点字表記や案内表示などの改善を求めます。

第2に、子育て支援施策の充実をについて伺います。

一つは、「遊び場がない」の声にどう応えるかです。

改定された子ども・子育て支援計画策定に向けたアンケートでも、また、これまでも要望が強い課題ですが、どのように取り組まれますか。

二つ目に、子育て応援給付金の支給をポイント付与から前の現金給付に見直しを求めたいと思います。

第3に、町独自の物価高騰対策強化をについて伺います。

新年度に入りましても物価高騰は止まらず深刻さを増すばかりであり、住民生活に一番身近な町として国や府の動き待ちにならず、可能な限り独自の支援を切れ目なく取り組むことが強く求められております。その上で二つ伺います。

一つ目に、水道基本料金の免除実施、汲み取り料値上げ分の補填を改めて求めます。また、各種公共料金などの時限的軽減の検討、実施を求めます。

二つ目に、社協がこの間、実施してきた食糧支援事業への町からの支援を求めます。

第4に、地域のカーブミラーのメンテナンスについてです。

1点目に、ミラー機能の現状把握はどのような状況でしょうか。補修必要箇所の迅速な対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目に、曇りや凍結防止等の対策の現状はいかがでしょうか。

最後に第5に、今後のごみ処理、クリーンセンターの方向性についてです。

1点目に、現在、三重県の事業者にごみ処理を委託しておりますが、今後の方向性はどのように検討されているでしょうか。

2点目に、地盤崩壊を起こしたセンターの現状と対策、廃炉に向けた方向性は今ど

のようにお考えでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

岡本議員からいただきました一般質問について答弁をさせていただきます。

詳細につきましては担当課長のほうから答弁しますので、私は概要ということになると思いますけども、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、１．安心して利用できる健康福祉交流センターについてですが、私のほうに、施設が不安で使いにくいという声は聞こえていませんので、問題はないかと考えています。また、診療所では、利用者から簡単なアンケートを取るなど、不備な点について改善できるよう取り組んでいます。

ちなみに、診療所の利用率については、先ほど高山議員のほうにも担当課長のほうから答弁がありましたけども、私のほうから若干付け加えさせていただきます。利用者は前年度比４月が１８．１ポイントの増、５月が２５．３ポイントの増となっています。

診療報酬面では、前年度比４月が４．４ポイント増、５月が３．８ポイント増と順調な滑り出しになっていると考えています。

また、診療所に設置しましたアンケートの回答の一例を申し上げますと、「今まで木津川市の整形外科へリハビリに通っていたが、診療所にそのリハビリ機器が導入されたため、今後は診療所に通うことができる」、「近くなるので助かる」、「ほかの病院・クリニックではリハビリの回数が制限されるが、診療所は制限がなく体の調子を見て通えるため助かる」、「リハビリに週３回通っているが、症状が軽くなり歩きやすくなった」、「リハビリをしに週１回の外出する機会ができた」。

また、診療所全般でいいますと、「午後の診察（１４時～１６時）があることが助か

る」、「特に血液検査の結果が即日出ることが助かる」、「診療所へ来ると誰かしら知っている人に会うため、元気になれる」、「発熱したため急遽初めて来院したが、医師が優しくて驚いた。これからここに通う」と。

建物については、「中がきれいで気持ちがいい」、「スリッパに履き替えなくてよくなったことが便利だ」、「車椅子移動がスムーズにできるようになって便利だ」。

課題について、「待ち時間が長い。大病院に来たようだ」、「待合の椅子が硬く、腰痛のため座ることがしんどい」というようなことも出ています。あと、診療所のスタッフ全員が共有して、この辺については今後改善していくというようなことを考えております。

医師を中心に職員が取り組んでいますことをご理解いただき、「安心できる」ではなく、「安心して利用いただけます」というPRをしていただきますよう私からもお願い申し上げます。

なお、岡本議員が主張される「免除対象の拡充や減免措置」についてですが、私は、利用者における応分の負担は原則と考えています。この点は合意できない点だと考えていますことをまずもって申し上げ、私の考えを述べさせていただきますと、施設は誰もが安価で使用できることは願うばかりですが、特に公共施設は収益を目的にした施設ではなく、広く住民が公平に利用いただける施設でなければならないと考えます。また、長年にわたり利便性よく使用いただけるよう維持する必要があることから、利用者における応分の負担は、重量的にもご負担いただくことが必須と考え、そのような行政運営を進めるべきであり、使用する側の負担を最低限に抑えつつ、条例でも定められた適正とされる金額をご負担いただけるようご理解を求めるところです。

次に、２．子育て支援施策に関してについてですが、議員のところにはどのようなご意見が届いているのか私には知る余地はありませんが、私のところには、「和東町の子育て支援は充実している感があります。」という意見をいただいております。ただ、私は、こういったご意見に甘んじ、これでよいとは思ってはいませし、まだまだ

できることがあると考え、新たな施策を模索しているのが現状です。画期的なことができるお約束はできませんが、私の考える、思い浮かぶ小さなことから取り組みたいとも考えていますし、特に現場を一番よく知る職員からの提案、住民からの声に真摯に耳を傾け、一つでも実現できるよう取り組みたいと考えています。

私自身、「子育ては親だけがするものではなく、行政や地域住民が関わり行うもの」で、いろんな場面で一人でも多くの職員、議員はもちろんのこと、団体などの積極的な参加をお願いするところで、巣立ちゆく子どもたちに、「何ができない」、「こんなことが足りない」などの声を聞かせるのではなく、「私たちがこの町で育った」という「地元愛」を育む子育てができるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、３．町独自の物価高騰対策強化をについてですが、以前からも答弁等で答えしていますとおり、現状の和東町の財政を預かる者として、まず、和東町行政を安定に運営できることを最優先に考えています。

住民個々には多様なご意見をお持ちのことは承知していますし、対応対策は国の交付金など活用できるものは最大限活用し、今後も取り組みたいと考えています。議員からは具体的な項目についての減免や支援をご提案いただいておりますが、この点につきましては、住民の方にも応分の負担をいただきながら、改善を加えることで、少しでも利益を享受できるように努めたいと考えています。

次に、５．今後のごみ処理・クリーンセンターの方向性についてですが、クリーンセンターの稼働は休止状態をいましばらく継続し、民間委託を継続する計画で、ごみ処理については、京都府の指導を受けながら相楽東部広域連合として検討することとなっています。

また、センターの地盤崩壊の現状については、現在、定点観測を現在行っているところで、調査結果を基に対策検討を行うこととなっています。こちら相楽広域連合議会でも懸案事項となっていますので、相楽東部広域連合からの正式なコメントが出

ましたら、選出議員の方から本議会に報告があらうかと思います。

以上、岡本議員からいただきました一般質問に対しての答弁とさせていただきます。

なお、事務的、具体的な事例等については担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、岡本議員の一般質問に答弁させていただきます。

大きな１．安心して利用できる健康福祉交流センターに、（２）緊急時の避難方法の改善、訓練の実施をについてです。

まず、２階からの避難については、基本的には３方向からの避難が可能となっております。一つ目が、保健福祉課前の内部階段、二つ目が、庁舎と連携通路に設けております外部階段、三つ目が、庁舎ホール、バルコニーから直接昇降できる外部階段を利用し、緊急時にはそれらを利用して避難する計画で整理をしているところでございます。内部については不燃材料で仕上げており、万が一の火災時には燃焼の時間を稼ぐことができます。

ご指摘の緊急時の避難方法の部分の、いわゆる避難器具、避難はしごについては、外部の主要避難動線を妨げることなく、また不法侵入等に使用できない非常用のものとして採用しました。

また、訓練の実施をとのことですが、こちらについては、本庁舎管理の総務課や、できれば消防署と一定連携する形で実施できるよう今後の検討課題とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、大きな１．安心して利用できる健康福祉交流センターに、（３）点字表記や案内表示などの改善について答弁させていただきます。

一定、視覚障害者の方々への対応策として、庁舎入り口から分岐する形で点字誘導ブロックを設置しており、来庁される視覚障害者の方へ健康福祉交流センターにアプ

ローチできるよう配慮をしているところでございます。

また、センターの内部については、階段手すりやエレベーターにも点字表示しており、一定の配慮を施しているところでございます。現時点では、ご指摘の箇所、点字表記や案内表示について問題は特に発生しておりませんが、今後課題が出てくるようであれば、運用しながら課題解消に向けて模索したいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、大きな２．子育て支援施策に関して、（１）遊び場がないの声にどう答えるかについて答弁させていただきます。

議員ご存じのとおり、昭和年代から平成初期に遊具を設置した児童遊園が現時点で１１か所程度ございます。また、危険な状態にある遊具や危険とされたものについては、その都度撤去や利用禁止などの措置を取っていることから、遊び場がないとのことの指摘と理解をしておるところでございます。

今回新しく整備した健康福祉交流センターの南側に設置しました遊具につきましては、一定の利用される方を散見しておるところでございます。

また、現在、総務課のほうで健康福祉交流センター南川公園整備を実施しており、創意工夫して遊べる芝生広場を整備中でございます。完成しましたら、センターのピロティや遊具などとなつながらのある公園となりますので、先ほども述べましたが、利用者の創意工夫を持って遊んでいただけたらと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

再度続きまして、大きな２．子育て施策に関連して、（２）子育て応援給付金は現金支給に見直しをについて答弁させていただきます。

岡本議員ご指摘の従来は現金給付しておりました子育て応援給付金については、本年度より茶源郷ポイント、地域ポイントという形で支給することとなっております。町長の過去の答弁と同じような答弁となり恐縮ではございますが、支給額を地域ポイントとして和東町内で使っていただき、町内で経済が回ってそれが還元してくるとい

う考え方でございます。子育て応援給付金という名称ではございますが、子育てにと
らわれず、受給された子育て家庭の生活費全般で見ていただくことで、どこで軽減で
きるかということも含めてのポイント制への移行でございますので、何とぞご理解の
ほどよろしくお願いいたします。

以上、私から、岡本議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

私のほうからは、大きい4番、地域のカーブミラーのメンテナンスについて、（1）
ミラー機能の現状把握の状況は、補修必要箇所の迅速な対応を、（2）曇りや凍結防
止等の対策の現状はについて答弁をさせていただきます。

本町でのミラーの設置につきましては、年に一度、行政区長にカーブミラー及び防
犯灯の設置について照会をさせていただき、行政区長の要望に応じて現地を調査し、
目視で安全が困難な場所に設置を検討しているところでございます。また、既設のカ
ーブミラーの更新につきましても、行政区長の要望により更新をさせていただいてい
るところでございます。

メンテナンスにおきましては、行政区長よりご連絡をいただきましたら、清掃や角
度調整、あるいはまだ使用可能なカーブミラーをストックしている場合につきましては、
カーブミラーの取り替え、また曇りや凍結防止スプレーの吹きつけなど、メンテ
ナンスを担当職員が行っているところでございます。区にもよりますが、区の役員等
で清掃や角度調整をしていただいているという実績もございます。現状の把握につ
きましては、行政区長にお願いしているのが実情でございます。

近年のカーブミラーの設置及び更新につきましては、できる限り曇りや凍結防止つ
きのステンレス製のカーブミラーを設置させていただいているところでございます。
カーブミラーは道路法上交通安全施設として位置づけられており、運転者が他の車両

や歩行者の存在を確認し、事故を未然に防ぐという役割が大きいというところでございますので、補修等必要な箇所につきましては、迅速に対応を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、町長に指摘しておきたいと思いますが、質問していないことに答えていただかなくても結構です。私は診療のことについては一つも聞いておりません。質問時間の無駄ですので、そういったことは今後謹んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それです、先に4番のカーブミラーのメンテナンスについてですけども、先ほども答弁がありましたように、いろいろとやっていただいているということですが、やはり今ドライバーの高齢化とともに観光などでの車両の流入の増であるとか、また自転車も含めてですけども、また福祉関係車両の安全な走行などですね、大変ミラーを良好な状態で維持管理することは大変大事になってきております。そういった意味でも、今言われたような、地味ではありますけども、そういった維持管理について今後努力いただきたいんですが、特に今ありましたように、最近は曇り防止であるとか凍結防止に効くようなステンレス製に移行しつつあるというふうな話がございました。今、地域によっては電熱式のもの等も入れておられるところもあるというふうに聞いたんですけども、今後いろいろ簡易で一定低コストのそういった凍結防止ができるようなミラーの仕組みも開発されているようですので、そういったこともぜひまた研究もいただいて取り入れていただきたいと思いますけども、その辺だけちょっと答弁をお願いします。

○議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

岡本議員ご指摘がありましたように、本町におきましては大変幅員の狭い道路がたくさんございますので、低コストになればそういう対策があるようなカーブミラーの設置をさせていただきたいということで検討してまいりますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

また、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、5 番のごみ処理クリーンセンターの方向性についてですが、先ほど町長は、基本的に連合の課題だからということで、特に詳しくは答弁いただいてないんですけれども、ただやはり一方で、南山城村や笠置町は、伊賀市とか名張市などとの連携の中で協議を具体的に進めておられます。新しいそういう施設に加入していくという方向でいろいろ報道もされております。しかし、和東町はそこには入らないということとははっきりしておられるようなんですけれども、じゃあどうするのかということは、いまだ方向性については示されていないと思うんです。今、当面休止、また伊賀市での民間委託というのを続けるということだけ言われましたけれども、やはり今後、具体的な、和東のごみはどこで処理していくのか、そういったことは大変大事なことだと思うんですね。その辺は、実際あそこは誰が考えても使えないわけですから、ですからそういった意味で、具体的にいつまでに一定の方向性を出そうとされているのか、その辺はいかがですか、町長。

○議長（畑 武志君）

馬場町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の一般質問にお答えさせていただきます。

現時点では民間委託を行っております。今後も委託等について検討していきたいということは考えておりますが、これも京都府の広域ごみ行政の中でどのように持っていくかという点がまだまだありますので、今、岡本議員からは何もされていないというような質問でございましたが、京都府とは密に調整をしております。今後、府内もしくは府外を含む中で、広域ごみ行政をどう持っていくかということについての検討は進めております。

ただ、今どこでごみを処理することについてはまだ何もできてない真っ白の状態でございますので、この点については住民に不安が行き渡らないよう、早急に京都府とも詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

今言われたようなことというのは、これまでほとんど言われてないわけですから、何もしてないと一緒なんですね。ですから、やはりごみの処理というのは大変大事な問題ですから、具体的に今後いつ、どういう形でやっていくのかということは、早いうちに、今考えられるような方向性については示していただきたいというふうに思います。

それと、クリーンセンター自身の問題ですけれども、これは連合の関係だという話でありますけれどもね、私も何度かあれから現地を伺っておりますけれども、今いわゆる地盤の崩壊したところが全てシートで覆われていて、大変異様な状況になっていますよね。実際地盤の状況、今後の対策、そして何よりも、あのような実態を産んだ原因や責任というのは一切これまでもあまりちゃんとした形で示されていないと思うんですよ。

ね。実際あのような形になったのは、あれを安全対策すると言って工事をした後なんですよね。それ以前というのはあそこまで地盤が崩壊するようなことはなかったわけなんですから、あの工事以降に起こっていることなんですね。やはり町としても、連合に対して多額の負担金をしている以上は、あのセンターが今後どうなっていくのか。実際あのようにした責任って一体どこにあるのかということを経済民の前にちゃんと明らかにするということは、最低限、連合を構成する町として当たり前だと思うんですけども、その辺、町長はどうお考えですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

今言われているとおり、私自身も、確かにシートを張りめぐらせておりますので、あの状態が異様だと思います。一つだけ、今現時点で言えることを言いますと、もとのテールアルメがあった状態とテールアルメを取った状態で、地盤の沈下した高さというのは、ほぼほぼ変わっていません。元に戻してあげて、それから法面を不陸整正したところで同じ高さまで落ちたということでございます。何が原因かということにつきましては、ほぼほぼ水であろうということが判明はしています。ただこれを確証づけるものが全くないというところで、どういう対策を組めばいいのかというのが、今、私たちの頭の痛いところです。

今、異様な状態であるという状況の中で何をしているかということ、できる限りそこに水を入れない。水を入れないということは、上から落ちる雨で下がるのか、それとも地下水が邪魔をしているのかというのをここではっきりと検証したいということで、今年の夏の出水期にこの定点観測をしているというのが現実でございます。

今後、原因というのは究明されてくると私は考えていますので、究明された時点でどういう形の対策を取るのか、建屋をどうするのかということについての検討を次の

段階で連合のほうに私のほうからも提案したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

いわゆるその原因というのがまだはっきりしていないということはですね、いわゆるなぜあのようなになったかという責任というものもまだはっきりしていないと。いわゆる今までそれをされた業者であるとか、施工された業者、また設計された業者、いろいろありますけど、その人たちに対しては何らその責任を問われてないわけですよ。でも、実際に原因が分からないわけだから、そこに責任がないかということはまだはっきりしないわけですので、今、原因がはっきりした時点でいろいろとと言われてきましたけども、そこも含めてちゃんと対応いただきたいと思います。

一応、和解金とはいえ、やっぱり億を超えるお金があので工事に入ってるわけですよ。しかもそれが壊れたから、後でシートを敷くのに1,300万円を使っているわけですよ。大変、ある意味、しなくてもいいことをやってるわけですから、やっぱりその責任をちゃんと今後はっきりさせていただきたいなというふうに強く要望しておきたいと思います。

それではまず1 番に戻りまして、健康福祉交流センターの関係です。

それで、先ほど高山議員に対する答弁の中で、いわゆる利用料の減免をしないのは議会が決められたからと言われましたよね。これは大変都合のいい責任転嫁だと思うんですね。果たしてそうなのかということなんです。

町長が言われた議会が議決した条例ですね、ここにありますが、第11条に利用料の減免というのがあるんですよ。町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料免除または減額することができるというふうに明記されてるんですね。だから既に条例上も、町長が判断すれば減免できますというふうに決まってるわけで

す。

私らが言っているのは、この利用料の基本料金を引き下げてくれと言ってるんじゃないんですよ。これは基本だけど、いわゆるさっき言ったいろんな場合に基づいて減免を規定をちゃんとしてくれというふうに言ってるんですよ。だから、そういう意味では、具体的にどういう場合、減免できますかというのは別に規則で決めてるはずなんです。だから先ほど町長は、議会が条例を認めたから簡単には変更できないんだと言われたけども、それは全く違うんですね。町長が判断さえすればちゃんと減額できるってなっていますし、別に減免の規定というのは定めるわけですから、議会が議決しなくても、町長が判断すればできるわけですね。そういうことでよろしいですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の一般質問に答弁させていただきます。

私もその条項があるのは重々承知しております。それをどこで行使するかということについての問題であるとは私は思っています。

ただ、今現時点で初めから減免とか、初めから何とかという話をしてるわけじゃなくて、取りあえず施設を運営していく中で、この施設に対してどれだけの応分の負担が必要かという経過を見ている状況にあるのは事実です。

ただ、「減免」「減免」という形で何でも減免をすればいいというものでもないとは私は思っています。その基準としましては、どこまでするのか、そして、のりしろはどこまであるのかという決定についてはまだまだ検討する課題があると思っておりますので、現段階でしっかりと使う方の負担もしっかりと分かっていたらいい。その中で、今後どういう形を取っていくのかについては、検討していく余地を残しているわけございまして、現時点でそれを行っていないというのが現実でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

ですから、議会が云々というのは関係ないじゃないですか。午前中に、議会が決めたから簡単には触れないんだって言われましたよね。それは関係ないですよ。全ては町長の判断なんですよ。議会は既に、減免できますって決めてるわけだから、それに基づいて町長が判断すればできるわけですから、議会に何か責任があるかのように転嫁されるのはやはり適切じゃないと思いますので、今後そういったことは言わないでいただきたいと思います。

それで、もう一つ言われたのが、公共施設だからと言われましたよね。公共施設だから応分の負担が要るんだと言われたけども、それはやはり受益者負担という考え方だと思うんですよね。いわゆる民間的な考え方です。公共施設というのは、この新しい施設も既に十数億円かけて造られました。あと、不足する駐車場も今造っております。それも含めて全て税金で造っております。この維持費も基本的に公費で維持しております。つまり住民というのは、そういう形で既に負担しております。あとは町がその範囲内でちゃんとみんなが自由に使えるように運営するということだけが求められているだけであって、いわゆる住民の方にこれ以上過度な負担を求めるということは、公共施設としては本来やってはならないことだというふうに思うんですね。

先ほど紹介した条例では、設置の目的として、「保健・医療・福祉の連携を強化し」の続きに「町民の健康増進と福祉の向上及びふれあいと交流による生きがいをづくりを促進すること」と規定されております。この目的を達成するためにも、住民や住民の様々な団体、サークルなどが活動の拠点として気軽に使用し、活用できることが大事だというふうに思うんですね。その意味からも、広く住民が使用、活用できるための減免規定を設けるということは当然不可欠な問題なんですね。このオープンをする前にちゃんと規定しておかないといけないことなんですよ。今から考えるなんてことで

はないんですよ。しかも「c h a n o v a」という施設は、この相模郡内でも一番新しい施設です。府内でも新しい施設です。ですから、いろんな意味でいろんな方に利用をしていただきたいと言っているんだったら、やはり今にふさわしい、いろんなものをちゃんと整備しておくということが必要なんですね。

減免規定というのはこれから考えるんじゃなくて、やはり皆さんが使用する前に、ちゃんとこういう場合は公益上必要なんですよ、特別な理由があるんですよという意味で、どういう場合ですよということをちゃんと規定しておくというのは当たり前の話じゃないですか。それもせずにオープンするなんてことがそもそも間違いなんですよ、町長。

聞きますけどね、先ほど高山議員からも言われたので重なりますけど、各いろんな相模郡内でも、そういう従事施設なんかではちゃんと整備されていますよ。そういったことを見られた上で、ちゃんと検討された上でそういうことをされてるんですか。それを吟味して。ここはこうだな、ここはこうなってるねということをちゃんと検討されてそう判断されたんですか。どうですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

答弁をさせていただきます。

私が言いたいのはそうじゃありません。ちゃんと公的に使う部分、それから認可された団体については、町のほうの税の中でそれを予算化しております。ですので、個人の趣味サークルに関しての部分を言ってるわけです。それをきちっと見極めていただきたいと。ボランティアサークルで活動される部分については、町のほうとか、もしくは社会福祉協議会のほうで予算を組んでおります。ですので、全てを無視しているわけではございません。

ただ、これから起こってくる「c h a n o v a」が動く中で、新たな個人的なサー

クルが出てきた場合については、現段階では応分の負担をいただくということでございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

うそを言ったらあきませんよ。社協の関係とかの団体でも負担されてますよ。実際予算化されてるのは一部であって、これまでの前の福祉センターのときとかではちゃんと無料で使えていたものが使えなくなっているとかありますよね。あなたが言っている公的な部分で予算化して援助すべき対象というのは一体何なのかというのが減免規定に全然書かれてないからね。それをちゃんと規定しなさいって言ってるんですよ。あなたの思い一つでこの人は減免する、この人は減免しないじゃなくって、ちゃんと減免規定として誰がやっても運用できるように減免規定をやればいいじゃないですかって言ってるんです。

いわゆるその教育関係とか、社協関係とか、区とか、そういう町が関係するような団体というのは、例えば精華町のかしのき苑のような同じような施設では大変細かく規定されています。私がさっき聞いたのは、そういうことをちゃんと踏まえた上で判断したんですかって聞いたんですよ。答えてないですよ。そういうことじゃなくてじゃないんですよ。そこにちゃんと答えてもらわな困るんですよ。ちゃんとそういうことを全部見た上で、ほかの近隣とかも含めてどういうふうに減免しているのかなとかちゃんと聞いて確認した上で、それでもなお、うちはしませんというふうに決めたのかということを知りたいんです。そこだけ答えてもらえますか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

検討はさせていただきました。細かいことはここでは述べませんけども、検討はし

ております。ただ、今言われているように公的に使う部分と私的に使う部分というわけではございません。ただ、今までの福祉センターの利用、それと現施設の減免のされているところの施設の使用に関しまして、なかなかきれいにできてない部分がたくさんあります。ですので、新施設からきちっと直していこうということを考えているだけであって、この施設についてどうのこうのということではありません。

なぜかと言いますと、以前の施設ですと、団体の方がそのまま物を置いたまま専用されている部分がたくさんありました。こういう点についてもしっかりと整理していきたいということもあるので、この点についてはご理解を願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

そういうことと料金の関係は別の問題ですよ。それはちゃんと管理者が指導すればいいだけの話なんです。それを放置したのは町でしょう。全てを誰かの責任にして合理化するというのはやめたほうがいいんじゃないですか。町として本来あるべき、整備すべき規定というのをやはりちゃんとしてくださいと言っているだけなんです。特別なことをしてほしいと言っていない。ですので、言われるようにね、施設ができたこと自身は大変喜ばれております。期待もされております。

一方で、やはりそういった懸念というか、驚きや戸惑いの声も多く聞かれるわけですよ。ですから、そういった意味ことに耳を傾けて、他の自治体の減免規定も改めて参考にされて、目的にふさわしい使用料の減免規定を設けるべきだと思いますので、そこはちゃんと迅速に対応いただきたいと思いますので、強く要望しておきたいと思います。

それと次に、緊急時の避難関係の関係ですけども、まず訓練をこれから考えると言われましたけど、もし明日何かあったら、どうやってあそこで職員の方が責任を果たせるんですか。先ほど言われたような、新しい施設で3方向から逃げるとか、はしご

をかけるとか、あの階段に行くんだよとか、いろいろそういうことは聞けましたけど、そういったことを全て、それぞれ職員の方や社協の方も含めて、そこにおられる方がちゃんとやはり熟知して、いざ何かあったときに対応できるというようなことをした上でオープンするのは当たり前じゃないんですか。その辺、町長の責任として、直ちにそういった訓練実施を具体化していただく必要があると思いますけども、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今言われることにつきましては、当初、建築が終わった段階で、消防署、それから職員等で避難経路等の確認は全て行っておりますし、利用については、非常口がどこにある、それから非常階段ですね、臨時に出す階段はどこにあるというのは全部チェックはしております。

ただ、劇場型の訓練をやったからといって、それが成果になるかと私は思っておりませんので、劇場型訓練を今後実施していくことについては、どういう形で具体的な劇場型訓練をやるのかについては検討する必要があるということを答弁したと考えています。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

その劇場型というのは一体何を言っているのかよく分かりませんが、それは当たり前のこと言っていると思いませんか。新しい施設でこれから誰もがどうやって利用しようかというときですから、多くの住民の方はどこが避難でというのが分かってないわけですから、そこをちゃんと的確に「こっちですよ」とか、「ここでやってくだ

さいよ」とか、あと、いわゆるはしごにしたって。先日、こうやって見せてもらいましたけど、これは町長は触られました。これはめちゃくちゃ重いですよ。これを要は窓から投げて何かに引っ掛けてそこを降りと言うんですよ。そういう例えば耐火性とか、燃焼性があれだから大丈夫だろうみたいな話をされましたけど、そんなこと分からないじゃないですか。何のために置いてあるのかと。それをちゃんと使えなかったら守れる命も守れないじゃないですか。だから一つ一つを使ってみてということも含めて訓練したらどうですかということ言ってるんです。ですから、それを劇場型と言われるんだったら大いにやっていただきたいなと思いますので、それがやはり町長として責任ある、安心できるという意味じゃないんですか。だからそこをちゃんとやっていただきたいと思うんです。

それと、一つ、やはり今の和束町の利用される方の年齢層のこともそうですし、また子どもであるとか、また妊婦さんであるとか、いろんな形で要配慮の方もおられると思います。これは精華町のかしのき苑の施設ですけども、この施設の裏に、いわゆるシューターとか、避難用の滑り台があるんですね。階段は階段として大事なんですけども、やはり慌ててるときですから、転落したりとかいうこともあります。そういう意味で、より安全にそういった方が逃げられるような施設も、今後、私は検討していただきたいというふうに思うんですけども、そこはどうですか。担当課としていかがですか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

今回、避難はしごを選定させていただきました理由ですが、3階建て未満の建物で消防法施行令で定める器具というのがございます。避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、救助ロープ、タラップというふうになっております。この中から比較的外部か

ら侵入がしにくいなど、そういったことを検討した結果、避難はしごを採用したものでございます。ご理解のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

新しい施設ですから、さらにまた何か付け加えるということは、いろんな意味で課題もあると思うんですけども、先ほども言いましたけども、新しい施設ですから、今にふさわしいそういった施設を整備するということは大変大事ですので、このやつも含めて、ぜひ今後検討いただきたいと思います。

あと点字表記等については、いわゆる足元のその点字表記というのはもちろんあるんですけども、例えば案内表示とかですね、これは京田辺市の福祉センターなんですけども、これは目で見えませんが、いろんな表示自身が全て点字表記されてるんですよ。お手洗いのところも全部点字表記されているんですよ。そういう細かいところですけども、全部見ましたけども、そういうところはあそこにはないです。ですので、ぜひそういった細かいところですけども、やっぱりいろんな方が来られますのでちゃんとやっていただきたいのと、あと、これは京田辺市の福祉センターですけども、入り口を入ったらすぐどこに行けるかという足元の表記があるんですよ。自分がどこに行きたいのかとか、どこに行くのかということをこれを見ればすぐ分かるみたいな大変親切な対応をされているんですけども、やはり「c h a n o v a」の関係で見ますと、本当にきれいですね。きれいだけ何もないですよ。だからきれいなのはいいんですけども、ここを利用する方がどこに行けばいいのかということが一目で分かるような、そういう表示も今後検討いただきたいと思いますので、一応そこだけちょっと答弁いただけますか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今後また運用しながら問題解決に向けて模索したいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

ですので、やはり近隣の施設がどうなっているかを含めてちゃんと見ていただいて、何を取り入れるべきかということも見ていただく中で、ぜひ、できることはすぐにやっていただきたいというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

次に、子育ての関係で遊び場の関係なんですけども、この計画のアンケートのところに「遊び場で困ること、困ったこと」の問いに、「雨の日に遊べる場所がない」55.3%、「近くに遊び場がない」38.3%、「遊具などの種類が充実していない」38.3%というふうになっていたと思います。こういった傾向というのは今回だけでなく以前からも同じような傾向があります。やはりこの声になかなか応えられてないという、そういったことを示していることだと思います。

そこで町長に、具体的なことというよりも、やはりそういう当事者の方に、こういう声を上げておられるわけですから、具体的にどういう遊び場があればいいのかとか、どういう遊具があればいいのかとか、例えば、雨の日という場合、じゃあ、どこで雨を防いで、どういうところで遊びたいのかも含めて、やはりアイデアを出してもらって、話し合ってもらって、また考える場をぜひ町としてもつくって、そこからつくっていくということを私はぜひすればいいんじゃないかなと思ったんですけども、あれこれ役場とかで考えるよりも、そこでちゃんと声を聞いて、それを基につくっていくと、そういうようなことを今後考えられたらどうかと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

私も大賛成です。できるだけ多くの声を私のところに届けていただきたいと思っております。そういう意味で言うと、そういう形でいろんな方が集まっていいただいてお話ができる機会があれば、私は惜しみなくそちらのほうに参加をさせていただきますし、また、こちらからお声かけしたときには、そういう形で参加していただければありがたいというふうに思っておりますので、そういう方が何人かおられて、そういう機会があれば、私どもが出向くことは全然問題ないと思いますので日程等のことも含めまして調整いただければと思います。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

そこはぜひそうしていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、子育て応援給付金の関係ですけれども、ホームページでも一応改定されたと思うんですけど、それを見た上でも、これはどう何のためにやるのかと書いてあるんですけども、未来を担う子どもの出生を祝うとともに、子どもの健やかな成長を願い、育児環境の向上及び子育て世帯の定住を促進することを目的に、和束町独自の制度として子育て応援給付金支給事業を実施しますというふうにうたっているんですね。だからやっぱりここにちゃんとコミットした事業じゃないといけないと思うんですよ。

先ほど地域の何か振興のためにとか、そんなことは何も書いてないんです。だから、やはりこの目的に沿った形で事業をしていただく必要があると思うんですね。基本的に祝金なわけですから。子どもの誕生を祝って子育てを応援することを目的とするならば、何より当事者にとって使いやすい、役に立つものでないといけないし、給付金をして

も、いつ何に使う、どこで使う、どれぐらい使うというようなものは、当事者が自由に選べるのが大事だと思うんですね。それは今度のポイント制にした上でちゃんと保障されているって課長は考えてはるんですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

私のほうから答弁させていただきます。

今の御質問でございます。まさにそのとおりでございます。ただ、それを地域通貨という形で地域内で回すということの考え方だけご理解願いたいと思います。

これにつきましては、その子どものためにお金を渡すものです。それはその家庭をできるだけ円満になるように渡すものです。それを全て含んで、それが和東町が円満になるため、和東町に住むからこそ地域通貨が使えるというようなものと私は考えていますので、その辺を理解していただくと、その要綱の中に書かれている文言の中には全て当てはまると考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

そうでしょうかね。例えば、ポイントは町内の商工会加盟の商店で範囲になりますよね。そういうふうに制限されるのであれば、町内で子育てに必要なもの、また望むものを買えるし、そろえられるという環境がなければ使うに使えると思うんですよね。何でもいいから買ったらいいいということなんか知りませんけどね、でもやっぱり子育て祝金である以上は、おむつを買ったりとか、新しく生まれた子どものために関係するようなものをそろえたいと思うのが普通ですし、そういうことにポイントなり給付金を活かしたいと思うのは当然だというふうに思うんですけども、そういった環境は当然、望めば、そこへ行けば当然買えますよという環境がちゃんと整っていて、

だから心配なく使ってくださいというふうになってるかということなんですよ。

実際、町内で紙おむつをどこで買えますか。町長ご存じだと思うけども、私もさっき確認してきましたけどね、サイズは一つしかなかったですよ。だからそういうことも含めて、ここで買ってくださいと限定をするんだったら、ちゃんとそこへ行けばそろえられるという状況がなかったら、幾らポイントをたくさんもらったって使えないじゃないですか。だから、そういう意味で、現金であればそんなことはないわけで、やっぱりちゃんとそこを配慮する必要があるんじゃないかということ言ってるんです。

あと、もう一つ問題なのは、いつまでに使わなあかんという期日があることなんです。基本的に、ポイントは来年3月末まで、年度内でしょう。それを防ぐために、いわゆる分割して、今年はこれだけ使います、来年はこれだけ使えますというふうに分割して申請すればそうできますて聞いてます。だけど、そうしたとしたって、それは次年度でもう終わっちゃうんですよ。だから残しとけないんです。そのままほっといたら消えるんですよ。そんな祝金どこにありますか。消えるということは、どこに返るといって町に返るんです。祝金を没収するということです。あなたは期日までに使わなかったんだから残念でしたねと、そんな祝金どこにありますか。ポイント制にすることによって自由にそういうこともできない、自分でいつまでに使うかということを選ぶこともできない。応援給付金という意味では、やはり大変趣旨がおかしくなっているんじゃないかというふうに思います。

ですので、その方によって、せめて現金なのか、ポイントなのかということを選ぶ。その割合も選べるとか、全額ポイントでもいいし、全額現金でもいいし、半分でもいいし等も含めて、もう少し柔軟にその方たちが望む形をやっぱりその保証するということが私は必要じゃないかというふうに思うんです。

そして、何よりも当事者の方が不安不信に感じてはるんですよ。そんなことでは定住にも、つながらないし、ここでやっぱり子どもを育てていこうという意欲もすぐこ

とになります。ですので、やはりそういった方向に改善をしていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがですか、町長。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

まずもってこれはけんかを売るわけではございませんけれども、和束町の商業者に、うちの職員が足を運んでお願いをして二十数軒のポイントの使える店をつくってくれたのは事実でございます。そういった中で、何を買えないというような言い方をされるのは、それは商業者への侮辱だと思います。どっちにしても、町内で使えるもの、それから外で使えるもの、確かに今言われるように、おむつが町内で売ってないかという、売ってます。そういう具体的なものを言い出すと切りがないと思います。

また、お金には名前も顔も書いてません。ということは、どういう形で自分とこに入ったお金を使っていたかということについて考えていただけるのは、それはその個人の家庭の問題だと私は思います。

ただ、今言われるように、これが2年間で使い切れというようなことの制限については、いろいろと今後改善していく点はあるのかというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

地域の商店のほうを侮辱しているというわけじゃないんですよ。実際にそれは商店のせいじゃなくて、いろいろ限界があるわけですから、やはり現実をちゃんと見ていただいて、当事者が自分たちがそういうことを変えていきたいというものに答えられるようなものにしないと、やはり趣旨もおかしくなっていくと思いますので、もう一

度ちゃんと当事者の方の話も聞いていただいて、見直しのほうを検討いただきたいというふうに思います。あまり時間ありませんので、そこはぜひお願いしておきたいと思います。

あと、物価高騰対策の関係で、改めて水道基本料金の免除、それから汲み取り料金の値上げ分の補填を要望いたしましたけども、これはやはり物価高騰の影響があまりにも深刻であることや町の判断で実施できるということ、それから全ての世帯に恩恵があるということ、そうしたことを踏まえ、繰り返し要望しております。

この間、東京都のことはもちろんですけども、以前視察に行ったことのある岡山県奈義町というところも、５月から８月分について基本料金の免除をされております。

２，１００万円の予算のうち４分の１が交付金になっておりますけども、残りは一般財源で取り組んでおられます。

今、本当に物価高騰で大変な生活を支えるという姿勢の問題だと思いますので、１か月３５０万円ほどで可能ですから、そんなことは十分できると思うんですよ。ですので、これから夏になっていきますので、そこはぜひ検討していただきたいと思います。

あと、汲み取り料の関係についても、いわゆる収集運搬経費の増額分３３４万円を価格転嫁するということだと思うんですよ。これはやはり和東町の分としては、今年度の後期分では５０万円程度と聞いておりますけども、予算的には十分対応可能な額だと思うんです。業者の方のいわゆる物価高騰についての分を補填しないと大変だということも分かりますけども、ただやはり物価高騰に苦しめるのは生活者のほうも同じですから、そこもちゃんと補填していくというのが行政の責任だと思いますので、そこはぜひ補填も含めて検討いただきたいということは要望だけしておきますけども、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから２時４０分まで休憩いたします。

休憩（午後２時３０分～午後２時４０分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第６、承認第１号 専決処分の承認を求めることについて「令和６年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）」、承認第２号 専決処分の承認を求めることについて「令和６年度和束町湯船財産区特別会計補正予算（第１号専決）」、承認第３号 専決処分の承認を求めることについて「令和６年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第５号専決）」、承認第４号 専決処分の承認を求めることについて「令和６年度和束町介護保険特別会計補正予算（第５号専決）」、承認第５号 専決処分の承認を求めることについて「令和６年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号専決）」、以上５件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、承認第１号から承認第５号の提案理由を申し上げます。

承認第１号 令和６年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）は、地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、

承認第２号 令和６年度和束町湯船財産区特別会計補正予算（第１号専決）は、財政調整基金繰入金の決定等に伴い、

承認第３号 令和６年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第５号専決）は、事業勘定において、保険給付費及び府支出金の決定等により、直営診療施設勘定において診療収入及び一般会計繰入金の決定等に伴い、

承認第4号 令和6年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）は、保険事業勘定において、介護給付費等に係る国・府支出金及び支払基金交付金の決定等により、介護サービス事業勘定において、一般会計繰入金の決定等により、

承認第5号 令和6年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）は、一般会計繰入金の決定等に伴い、

それぞれ予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をさせていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、承認第1号のご説明を申し上げます。

議案書のほうをお願いいたします。

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月13日提出

和束町長 馬場正実

1枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和7年3月31日

和束町長 馬場正実

１．専決事項 令和６年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）

２．専決理由 地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和６年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）

令和６年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億６，１３０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５億６，４６０万円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 既定の地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

令和７年３月３１日専決

和束町長 馬場正実

次のページをお願いいたします。

第１表 歳入歳出予算の補正でございます。

款、補正前の額、補正後、計の順に申し上げます。

歳入でございます。

１ 款町税、３億３，２３４万８，０００円、１，９８３万３，０００円、３億５，２１８万１，０００円。

２ 款地方譲与税、４，１４０万８，０００円、△４０万９，０００円、４，０９９万９，０００円。

３ 款利子割交付金、１２万円、７万２，０００円、１９万２，０００円。

4 款配当割交付金、283 万 6,000 円、103 万 5,000 円、414 万 1,000 円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、250 万円、263 万 3,000 円、513 万 3,000 円。

6 款法人事業税交付金、507 万 2,000 円、191 万 9,000 円、699 万 1,000 円。

7 款地方消費税交付金、7,479 万 2,000 円、653 万 8,000 円、8,133 万円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、971 万 7,000 円、68 万 2,000 円、1,039 万 9,000 円。

9 款環境性能割交付金、570 万 8,000 円、62 万 4,000 円、633 万 2,000 円。

10 款地方特例交付金、1,848 万 7,000 円、△651 万 7,000 円、1,197 万円。

11 款地方交付税、18 億 9,160 万 6,000 円、1 億 8,679 万 3,000 円、20 億 7,839 万 9,000 円。

12 款交通安全対策特別交付金、20 万円、△20 万円、0 円。

13 款分担金及び負担金、6,479 万 9,000 円、460 万 2,000 円、6,940 万 1,000 円。

14 款使用料及び手数料、2,844 万 6,000 円、△105 万 3,000 円、2,739 万 3,000 円。

次のページをお願いいたします。

15 款国庫支出金、4 億 59 万 4,000 円、△8,599 万 2,000 円、3 億 1,460 万 2,000 円。

16 款府支出金、1 億 8,587 万 1,000 円、△260 万円、1 億 8,327 万

1,000円。

17款財産収入、277万7,000円、2万5,000円、280万2,000円。

18款寄附金、655万7,000円、23万1,000円、678万8,000円。

19款繰入金、3億8,318万1,000円、△1億2,763万4,000円、2億5,554万7,000円。

21款諸収入、6,915万円、△555万2,000円、6,359万8,000円。

22款町債、11億5,400万円、△1億5,660万円、9億9,740万円。

歳入合計でございますが、47億2,590万円、△1億6,0130万円、計45億6,460万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費、5,418万9,000円、△125万1,000円、5,293万8,000円。

2款総務費、7億8,134万円、1億6,629万円、9億4,763万円。

3款民生費、18億8,068万6,000円、△2億4,154万7,000円、16億3,913万9,000円。

4款衛生費、5億3,590万1,000円、△1,484万4,000円、5億2,105万7,000円。

5款農林業費、1億3,828万3,000円、△842万円、1億2,986万3,000円。

6款商工費、1億744万5,000円、△235万4,000円、1億509万1,000円。

7款土木費、3億6,323万7,000円、△1,870万3,000円、3億4,450万7,000円。

8款消防費、2億336万7,000円、△987万円、1億9,349万7,000

0 円。

9 款教育費、2 億 2,617 万 2,000 円、△ 615 万円、2 億 2,002 万 2,000 円。

10 款災害復旧費、2,024 万 8,000 円、△ 1,410 万 4,000 円、614 万 4,000 円。

11 款公債費、4 億 1,000 万 8,000 円、△ 1,032 万円、3 億 9,968 万 8,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

次のページをお願いいたします。

第 2 表 地方債補正でございます。

全て変更ということでございます。

まず、起債の目的、路線バス維持管理事業（過疎対策）でございます。補正前の額、限度額 2,190 万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年 5.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるというところでございます。補正後でございます。限度額が 2,150 万円でございます。以下、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございますので、省略をさせていただき、起債の目的、補正前と補正後の限度額のみ申し上げますので、よろしくお願いいたします。

海洋センター照明設備工事（緊急防災・減災事業）でございます。570 万円、560 万円。

総合保健福祉施設整備事業（過疎対策）、8 億 3,020 万円、6 億 9,400 万円。

高齢者介護予防等支援事業（過疎対策）、250 万円、210 万円。

橋りょう長寿命化修繕計画策定事業（過疎対策）、600万円、500万円。

石寺橋整備事業（過疎対策）、1億200万円、9,150万円。

町道中溝学校線改良工事（過疎対策）、1,880万円、3,810万円。

町道中溝学校線改良工事（公共事業等）、2,100万円、0円でございます。

次のページをお願いいたします。

小型ポンプ付き積載軽自動車（緊急防災・減災事業）、750万円、690万円。

石寺景観展望施設整備事業（過疎対策）、4,800万円、4,760万円でございます。

石寺景観展望施設整備事業（緊急防災・減災事業）、2,290万円、2,360万円。

災害復旧事業、690万円、90万円。

計でございます。補正前の額10億9,340万円、補正後9億3,680万円となっております。

続きまして、予算に関する説明書、令和6年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）、資料No.1に基づきましてご説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページにつきましては議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

主なもののご説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1款町税、1項町税、1目個人、補正額1,792万2,000円で、1節現年度分の所得割でございます。

次のページをお願いいたします。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額653万8,000円でございます。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金でございます。
補正額△651 万7,000 円。主なものでございますが、定額減税減収補填特例交付金で、△626 万5,000 円でございます。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額1 億8,679 万3,000 円の増額補正でございます。

11 ページ、12 ページをお願いいたします。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金。補正額△1,103 万1,000 円。主な内訳でございますが、1 節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金△1,010 万円を計上しております。

同款、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、補正額△587 万9,000 円。主なものでございますが、1 節社会福祉費補助金で、物価高騰対応地方創生交付金、臨時交付金補足給付分でございます。△452 万1,000 円を計上しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、6 目土木費国庫補助金でございます。補正額△6,201 万1,000 円でございます。主なものでございますが、3 節道路橋りょう費補助金の橋りょう長寿命化修繕計画補助金で△807 万6,000 円、また道路局所管補助金、橋りょう分でございますが、△5,323 万4,000 円となっております。

16 款府支出金、2 項府補助金、17 ページ、18 ページをお願いいたします。4 目農林業費府補助金でございます。補正額△665 万6,000 円、主な内訳でございますが、1 節農業費補助金の農業次世代人材投資資金△330 万9,000 円となっております。

次のページをお願いいたします。

19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、△1 億1,276 万8,000 円。

同款、同項、54目地域福祉基金繰入金、補正額△1,896万2,000円ということになっております。

23ページ、24ページをお願いいたします。

22款町債、1項町債、2目民生債、補正額△1億3,660万円。主な内訳でございますが、1節社会福祉費で過疎対策事業債、総合保健福祉施設整備事業で△1億3,620万円。

続いて、6目土木債、補正額△1,320万円。主なものでございますが、こちらにつきましては、過疎対策事業債、石寺橋整備事業で△1,050万円、また過疎対策事業債で町道中溝学校線改良事業で1,930万円、公共事業等債で中溝学校線改良事業△2,100万円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

続いて歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額△4,438万5,000円。主なものといたしましては、事業でございますが、特別職人件費として△1,329万円、また事業でございますが、一般職員人件費として△525万円を計上しております。次のページをお願いいたします。下のほうでございますけども、同じく事業で電子計算費で1,460万4,000円でございます。

少しめくっていただきまして、35、36ページをお願いいたします。

同款、同項、7目財産管理費、補正額2億3455万6,000円。主なものといたしましては、24節積立金で財政調整基金積立金3,499万2,000円、減債基金積立金1億9,998万9,000円を計上させていただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、12目交通対策費、補正額△465万8,000円でございます。主な事業でございますが、茶源郷乗合交通生活お届け事業△381万2,000円を計

上しております。

次のページをお願いいたします。

同款、2項徴税費、1目税務総務費、補正額△409万3,000円。主なものでございますが、18節負担金、補助及び交付金分の京都地方税機構負担金で△269万円となっているところでございます。

43ページ、44ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額△1億8,890万2,000円でございます。主な内容でございますが、事業でございます一般職員人件費で△1,632万円、次のページをお願いいたします。こちら事業でございますが、保険事業勘定繰出金事業費の国保基盤安定等繰出金に△1,024万1,000円、また、障害者自立支援給付事業で△698万5,000円、そして下のほうでございますが、事業で総合保健福祉施設設備事業で△1億5,179万円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、3目老人福祉費、補正額△2,279万5,000円。次のページをお願いいたします。27節繰出金で△1,599万7,000円。主な内容でございますが、介護保険事業特別勘定繰出金で△1,181万1,000円、同じくサービス勘定繰出金でございますが、110万4,600円、続いて、後期高齢医療事業費の特別会計繰出金といたしまして304万円となっているところでございます。

53、54ページをお願いいたします。

同款、2項児童福祉費、1枚めくっていただきまして、3目保育所費、補正額△1,778万3,000円。主な内訳でございますが、保育園の人件費で△1,314万円、また保育所費の諸経費で△439万7,000円を計上しております。

59ページ、60ページをお願いいたします。

4款衛生費、63ページ、64ページでございますが、2項清掃費、1枚めくって

いただきまして、2目し尿処理費、補正額△776万8,000円でございます。主なものといたしましては、事業で合併処理浄化槽設置整備事業費で△542万2,000円を計上しております。

5款農林業費、1項農業費、次のページでございますけども、3目農業振興費、補正額△416万7,000円。主なものといたしましては、事業でございますが、農業次世代人材投資資金給付事業△330万8,000円でございます。

同款、同項、4目茶業振興費、補正額383万6,000円。1枚めくっていただきまして、こちらも事業でございますが、茶園環境改善事業費で△170万円となっているところでございます。

73ページ、74ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、1枚おめくりいただきまして、3目道路新設改良費、補正額△1,097万円でございます。主なものといたしましては、事業で石寺橋整備事業△877万7,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額△782万1,000円でございます。主な内訳でございますが、事業の非常備消防費、諸経費で△722万3,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額△615万円でございます。18節負担金、補助及び交付金で、相楽東部広域連合負担金で△615万円となっているところでございます。

次のページをお願いいたします。

11款公債費、1項公債費、2目利子、補正額△1,017万円。こちらにつきましては、町債償還利子といたしまして△967万円を計上させていただいているところでございます。

８３ページ以降につきましては給与費明細を貼付させていただいておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

続きまして、承認第２号 令和６年度湯船財産区に係ります専決処分についてご説明を続けさせていただきます。

議案書をお願いいたします。

承認第２号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和７年６月１３日提出

和東町長 馬場正実

１枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和７年３月３１日

和東町長 馬場正実

- １．専決事項 令和６年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第１号専決）
- ２．専決理由 湯船財産区財政調整基金繰入金の確定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和６年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第１号専決）

令和６年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第１号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日専決

和東町長 馬場正実

次のページが第1表でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

1 款財産収入、1,000円、22万9,000円、23万円。

3 款繰入金、172万5,000円、△80万円、92万5,000円。

4 款繰入金、20万円、△8万5,000円、11万5,000円。

5 款諸収入、17万4,000円、5万6,000円、23万円。

歳入合計につきましては210万円、△60万円、150万円でございます。

1 枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款管理会費、14万8,000円、△13万3,000円、1万5,000円。

2 款総務費、175万2,000円、△46万7,000円、128万5,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同様でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和6年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第1号専決）、資料No.2に基づきましてご説明をさせていただきます。

1 ページから4 ページまでは議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

主な内容のみのご説明とさせていただきます。

歳入でございます。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額△80万円。基金

繰入金の減額でございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、△37万5,000円でございます。こちらにつきましては、一般管理諸経費で同額でございます。このうち需用費で△26万2,000円が主な内容ということでございますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからの説明は以上とさせていただきます。

なお、承認第3号以降につきましては、所管課長からご説明を申し上げます。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、承認第3号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月13日提出

和 束 町 長 馬 場 正 実

1枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和7年3月31日

和 束 町 長 馬 場 正 実

1. 専決事項 令和6年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）

2. 専決理由 事業勘定において保険給付費並びに府支出金等の減額、直営診療施設勘定において診療収入の決定等に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）

令和6年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,210万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,840万円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ516万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億580万円とする。
- 2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日専決

和束町長 馬場正実

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正となります。

歳入でございますが、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税、9,837万6,000円、△72万9,000円、9,764万7,000円。

2 款使用料及び手数料、10万円、△5万5,000円、4万5,000円。

3 款国庫支出金、57万9,000円、6,000円、58万5,000円。

4 款府支出金、4 億 4,414 万 2,000 円、△ 5,798 万 3,000 円、3 億 8,615 万 9,000 円。

5 款財産収入、8 万 3,000 円、△ 3,000 円、8 万円。

6 款繰入金、5,667 万 1,000 円、△ 2,524 万 5,000 円、3,142 万 6,000 円。

7 款繰越金、14 万円、1,027 万 8,000 円、1,041 万 8,000 円。

8 款諸収入、40 万 9,000 円、163 万 1,000 円、204 万円。

歳入合計でございます。6 億 50 万円、△ 7,210 万円、5 億 2,840 万円。

1 枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款総務費、428 万円、△ 56 万 1,000 円、371 万 9,000 円。

2 款保険給付費、4 億 2,049 万 7,000 円、△ 6,782 万 3,000 円、3 億 5,267 万 4,000 円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 億 5,480 万 5,000 円、△ 4 万 1,000 円、1 億 5,476 万 4,000 円。

4 款共同事業拠出金、1,000 円、△ 1,000 円、0 円となります。

6 款保険事業費、1,518 万 3,000 円、△ 325 万 6,000 円、1,192 万 7,000 円。

7 款基金積立金、8 万 3,000 円、499 万 8,000 円、508 万 1,000 円。

8 款公債費、3 万円、減額の 3 万円、0 円。

9 款諸支出金、62 万 1,000 円、△ 38 万 6,000 円、23 万 5,000 円。

10 款予備費、500 万円、減額の 500 万円、0 円。

歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計補正予

算（第5号専決）、資料No.3に基づきまして説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページにつきましては議案書と重複しますので、5ページ、6ページをよろしくお願いいたします。

なお、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額でございますが、△72万6,000円。内訳でございますが、1節医療給付費分（現年課税分）として増額の359万7,000円、4節医療給付費分（滞納繰越分）として△540万6,000円となっております。

4款府支出金、2項府補助金、1目保険給付費等交付金、補正額でございますが、△5,798万3,000円。こちらにつきましては、1節普通交付金の減額となります。めくっていただきまして、7ページ、8ページでございます。また、2節特別交付金では718万9,000円の増額となっております。こちらにつきましては、京都府の繰入金2号分として722万4,000円計上をさせていただいております。

6款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額△1,500万円でございます。1節財政調整基金の繰入金の減額でございます。

同款、2項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金（保険者支援分）でございます。補正額△165万3,000円、1節保険基盤安定繰入金の減額でございます。

同款、同項、5目財政安定化支援事業繰入金、補正額△664万1,000円。こちらも1節財政安定化支援事業繰入金の減額となっております。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額でございますが、1,027万8,000円でございます。1節前年度繰越金として1,027万8,000円計上させていただいております。

次に、11ページ、12ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。こちらにつきましても、主なもの

の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額でございますが、△4,080 万 1,000 円、18 節負担金、補助及び交付金で一般被保険者療養給付負担金で同額の減額となっております。

13 ページ、14 ページをお願いいたします。

同款、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正額でございますが、△2,171 万円、これは18 節負担金、補助及び交付金で、一般被保険者高額療養負担金の減額となっております。

少しページが飛びますが、17 ページ、18 ページをお願いしたいと思います。

6 款保険事業費、1 項保険事業費、1 目疾病予防費、補正額△182 万 8,000 円、こちらにつきましては、保険事業諸経費、人件費の減となっているところでございます。また、委託料といたしまして、人間ドック検査委託料並びに特定健康診査委託料を76 万 4,000 円、26 万 2,000 円減額とさせていただいております。

めくっていただきまして、19 ページ、20 ページをお願いいたします。

7 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、補正額499 万 8,000 円、24 節積立金として財政調整基金積立金を計上させていただいております。

続きまして、10 款予備費、1 項予備費、1 目予備費でございます。補正額△500 万円、予備費を全て減額させていただいております。

23 ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

なお、直営施設勘定につきましては、保健福祉課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、続きまして、承認第3号 令和6年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（直営診療勘定）につきましてご説明申し上げます。

専決処分書につきましては、先ほど税住民課長からご説明がありましたので、私からは、私からは、第1表 歳入歳出予算補正からでご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款診療収入、6,354万3,000円、△23万6,000円、6,330万7,000円。

2 款使用料及び手数料、101万円、10万6,000円、111万6,000円。

7 款繰入金、3,161万円、51万5,000円、3,212万5,000円。

9 款諸収入、1,239万円、△554万5,000円、684万5,000円。

歳入合計、1億1,096万円、△516万円、1億580万円。

おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、7,380万9,000円、△384万8,000円、6,996万1,000円。

2 款医業費、3,681万8,000円、△109万9,000円、3,571万9,000円。

3 款公債費、1万3,000円、△1万3,000円、0円。

5 款予備費、32万円、△20万円、12万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.3 予算に関する説明書 令和6年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）（直営診療施設勘定）にて説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1 ページから4 ページにつきましては議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。主なもののみ説明とさせていただきます。

款、項、目、補正額の順に説明させていただきます。

1 款診療収入、2 項外来収入、1 目国民健康保険診療収入、△107万1,000円。こちらは現年度分の減額でございます。

同款、同項、2 目社会保険診療収入、△148万1,000円、同じく現年度分の減額でございます。

同款、同項、7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入、80万3,000円、こちらは現年度分の増額でございます。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目分掌手数料、10万5,000円、現年度分の増額でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、51万5,000円、こちらは一般会計繰入金の増額でございます。

9 款諸収入、2 項受託収入、1 目健診等受託収入、△561万円、検診等受託収入は減額となっております。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。同様に、主なもののみ説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、△384万8,000円、3 節職員手当等、10 節需用費等の減額になっておるものでございます。

2 款医業費、1 項医業費、次のページをお願いいたします。3 目医薬品衛生材料費、△106万8,000円、こちらにつきましては、事業で医薬品衛生諸経費、医薬材料費、薬購入代の減額でございまして、同額の減額でございます。

なお、11 ページ以降には給与費明細を貼付しておりますので、後ほどお目通しい

たいただきますようお願い申し上げます。

以上で、令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計（第 5 号専決）（直診勘定）の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第 4 号をよろしくお願いいたします。

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 13 日提出

和束町長 馬場正実

裏面をお願いいたします。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年 3 月 31 日

和束町長 馬場正実

1. 専決事項 令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）
2. 専決理由 令和 6 年度介護給付費等に係る国庫支出金等の確定に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）

令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,72

1 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 2,000 万円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 68 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 780 万円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

和 束 町 長 馬 場 正 実

おめくりください。

事業勘定、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款保険料、1 億 3,398 万 4,000 円、△ 1 1 1 万 4,000 円、1 億 3,287 万円。

2 款使用料及び手数料、1,000 円、△ 1,000 円、0 円。

3 款国庫支出金、1 億 7,566 万円、405 万 3,000 円、1 億 7,971 万 3,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 9,394 万円、△ 1,010 万 9,000 円、1 億 8,383 万 1,000 円。

5 款府支出金、1 億 959 万 8,000 円、△ 803 万 6,000 円、1 億 165 万 2,000 円。

6 款財産収入、3 万 1,000 円、△ 3,000 円、2 万 8,000 円。

7 款繰入金、1 億 2,216 万円、△ 2,481 万 1,000 円、9,734 万 9,000 円。

8 款諸収入、5,000 円、1,000 円、6,000 円。

9 款繰越金、2,183 万 1,000 円、281 万円、2,464 万 1,000 円。

歳入合計、7 億 5,721 万円、△3,721 万円、7 億 2,000 万円。

おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、741 万 8,000 円、△114 万 6,000 円、627 万 2,000 円。

2 款保険給付費、6 億 9,473 万円、△3,033 万 3,000 円、6 億 6,440 万円。

4 款地域支援事業費、3,502 万 1,000 円、△321 万 3,000 円、3,180 万 8,000 円。

5 款基金積立金、3 万 1,000 円、△2,000 円、2 万 9,000 円。

6 款公債費、5 万円、△5 万円、0 円。

7 款諸支出金、1,965 万円、△216 万円、1,749 万円。

8 款予備費、31 万円、△30 万 9,000 円、1,000 円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、資料 N o . 4 予算に関する説明書、和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）（保険事業勘定）より説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1 ページから 4 ページにつきましては議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。主なもののみの説明とさせていただきます。

款、項、目、補正額の順にご説明申し上げます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、△111 万 4,000 円、1 節現年度分、特徴の保険料で△202 万 6,000 円でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、△189 万 1,000

円、こちらにつきましては現年度分介護給付費負担金交付決定に伴うものの減額でございます。

同款、2項国庫補助金、1目調整交付金、331万6,000円、こちらにつきましても、現年度分の調整交付金でございます、同額で331万6,000円でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、△1,009万9,000円、こちらにつきましても、現年度分の介護給付費の交付金でございます。

5款府支出金、7ページ、8ページをお願いいたします。1項府負担金、1目介護給付費負担金、△788万1,000円、こちらにつきましても、現年度分の介護給付費負担金の交付決定額の減額でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、△654万6,000円。

同款、同項、6目低所得者保険料軽減事業繰入金、△336万2,000円、こちらにつきましても、低所得者保険料軽減事業の繰入金の減額でございます。

同款、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、△1,300万円、こちらについては、基金繰入金の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、281万円、これは純繰越金の増額でございます。

おめくりください。

続きまして、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、△18万2,000円、こちらにつきましては、負担金の減額が主なものとなっております。

13ページ、14ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、△1,916 万円、こちらにつきましては、事業としまして居宅介護サービス給付事業費の負担金の減でございます。

同款、同項、3 目地域密着型介護サービス給付費、△120 万円、こちらにつきましても、負担金の減額でございます。

同款、同項、5 目施設介護サービス給付費、△500 万円、こちらにつきましても、同様に負担金の減額でございます。

2 枚程おめくりいただきまして、17 ページ、18 ページをお願いいたします。

同款、2 項介護予防サービス等諸経費、6 目介護予防住宅改修費、△150 万円、事業としまして介護予防住宅改修事業費負担金の減額でございます。

2 枚おめくりいただきまして、21 ページ、22 ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費、1 目介護予防生活支援サービス事業費、△174 万7,000 円、こちらにつきましても、事業としまして訪問・通所・生活支援事業負担金の減額でございます。

2 枚ほどめくっていただきまして27 ページ、28 ページをお願いいたします。

同款、3 項包括的支援事業任意事業費、5 目任意事業費、△42 万8,000 円でございます。こちらは任意事業費の減額でございます。

2 ページほどおめくりいただきまして、31 ページ、32 ページをお願いいたします。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、△214 万円、こちらにつきましては、国・府の返還金過誤納還付金でございます。

33 ページ以降につきましては給与費明細を貼付しておりますので、後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、令和6年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）（保険事業勘定）の説明とさせていただきます。

引き続きまして、サービス勘定の説明に移らせていただきます。

議案書にお戻りいただきますようよろしくお願いいたします。

事業勘定、歳出の次のページ、サービス勘定の第1表 歳入歳出予算補正のページをよろしくお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款 サービス収入、4 1 0 万円、2 2 万円、4 3 2 万円。

2 款 繰入金、4 3 7 万 9, 0 0 0 円、△ 1 1 4 万 6, 0 0 0 円、3 2 3 万 3, 0 0 0 円。

3 款 繰越金、1, 0 0 0 円、2 4 万 6, 0 0 0 円、2 4 万 7, 0 0 0 円。

歳入合計、8 4 8 万円、△ 6 8 万円、7 8 0 万円。

おめくりください。

続きまして、歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款 総務費、7 0 1 万 7, 0 0 0 円、△ 4 万円、6 9 7 万 7, 0 0 0 円。

2 款 事業費、1 2 0 万 2, 0 0 0 円、△ 3 7 万 9, 0 0 0 円、8 2 万 3, 0 0 0 円。

3 款 予備費、2 6 万 1, 0 0 0 円、△ 2 6 万 1, 0 0 0 円、0 円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、資料 No. 4 和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）（サービス事業勘定）をよろしくお願いいたします。

予算に関する説明書、和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）（サービス勘定）にて説明を申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、1 から 4 ページにつきましては議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5、6 ページをお願いいたします。

まず、歳出でございます。

款、項、目、補正額の順にご説明させていただきます。

1 款 サービス収入、1 項 予防給付費収入、1 目 居宅支援サービス計画費収入、22 万円、こちらにつきましては、居宅支援サービス計画費の収入の増額でございます。

2 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金、1 目 一般会計繰入金、△114 万 6,000 円、こちらにつきましては、一般会計繰入金の減額でございます。

3 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金、24 万 6,000 円、純繰越金の増額でございます。

おめくりください。7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様にご説明申し上げます。

3. 歳出

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、△4 万円。

2 款 事業費、1 項 居宅介護支援事業費、1 目 居宅介護支援事業費、△37 万 9,000 円、事業としまして、居宅介護支援事業費委託料の減額でございます。

3 款 予備費、1 項 予備費、1 目 予備費、△26 万 1,000 円。

また、9 ページ以降には給与費明細を貼付しております。後ほどお目通しいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）（サービス勘定）の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第 5 号をよろしくお願いいたします。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 13 日 提出

和 東 町 長 馬 場 正 実

裏面をお願いいたします。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令 和 7 年 3 月 3 1 日

和 東 町 長 馬 場 正 実

1. 専決事項 令和 6 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）
2. 専決理由 令和 6 年度の後期高齢者医療特別会計において、一般会計繰入金
 の減額等に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要する
 ため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、
 地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

右ページに移りまして、

令和 6 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）

令和 6 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 40 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,250 万円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 7 年 3 月 3 1 日 専 決

和 東 町 長 馬 場 正 実

おめくりください。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明いたします。

1 款保険料、5,946万4,000円、272万4,000円、6,218万8,000円。

2 款使用料及び手数料、1万円、△1万円、0円。

3 款繰入金、2,973万円、△304万円、2,669万円。

4 款繰越金、32万1,000円、20万1,000円、52万2,000円。

5 款諸収入、337万5,000円、△27万5,000円、310万円。

歳入合計、9,290万円、△40万円、9,250万円。

おめくりください。

続きまして、歳出でございます。説明は歳入同様とさせていただきます。

1 款総務費、66万2,000円、△3,000円、65万9,000円。

3 款保健事業費、530万9,000円、△18万6,000円、512万3,000円。

4 款諸支出金、20万1,000円、△11万1,000円、9万円。

5 款予備費、35万円、△10万円、25万円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、省略No.5 和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）、予算に関する説明書より説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページから4ページにつきましては議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5、6ページをお願いいたします。

まず、2. 歳入でございます。主なもののみ説明とさせていただきます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴集保険料、△248万4,000円、こちらにつきましては、現年度分の特徴分でございます。

同款、同項、2 目普通徴集保険料、520万8,000円、こちらにつきましては、

普通徴集の現年度分でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△ 3 0 4 万円、事務費繰入金の減額でございます。

5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、△ 1 1 万 1, 0 0 0 円、こちらにつきましては、保険料還付金の減額でございます。

おめくりください。

同款、4 項雑入、3 目雑入、△ 1 4 万 5, 0 0 0 円、主なものは、後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金の減額でございます。

9 ページ、1 0 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、△ 8, 0 0 0 円、こちらにつきましては、一般管理諸経費の減額でございます。

3 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費、△ 1 8 万 6, 0 0 0 円、事業としましては、健康診査諸経費の減額でございます。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、△ 1 1 万円。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、減額 1 0 万円、予備費の減額でございます。

以上で、令和 6 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）の説明とさせていただきます。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

以上で議案の説明は終わりました。

ただいまから 4 時 1 5 分まで休憩いたします。

休憩（午後 4 時 0 1 分～午後 4 時 1 5 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開き、これより質疑を続けます。

4 番、高山議員。

○４番（高山豊彦君）

そしたら、何点か確認をさせていただきたいんですが、一般会計のほうの３４ページ、ここに茶源郷行政情報配信システムＰＲ事業費というのが減額で１９万２，０００円あるんですが、そもそもこのシステムのＰＲ事業費というものはどういったものか教えていただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、情報配信システムですね、皆様に分かっていただくというのもございますし、それと、当初のほうでございますけども、こちらはＰＲの方を任命をさせていただきまして、町のＰＲを、例えば名称とか景観とか、そういうふうな事業に充てさせていただいてるＰＲ事業費ですけども、この事業のほうですね、今のところうまいこと動いてないというのが現状でございます。ですので、今回減額させていただいたというところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

４番、高山議員。

○４番（高山豊彦君）

まず、行政情報配信システムを皆さんに分かっていただくという話なんですけどね、先日ちょっと住民の方からですね、ご存じなかった方がおられまして、たまたまタブレットが置いてある場所でお会いした方なんですけど、これはどういったものなのかというお尋ねだったんですね。説明させていただいたんですが、これは有料なのかどうかとか、いろいろお尋ねだったんです。やはりそういった形で各住民の方に徹底されてない、周知されてないところがあるなというふうに思ってます。非常にもったいないなと思います。

それと、先ほど一般質問でもホームページのお話をさせていただきましたが、情報配信システムのホームのところの町の広報というのがあります。それを開けますと、2022年3月の広報紙が出てくるんです。全然更新されてないんですね。今、町の情報ということでPRをしていただく方を募集してたという話なんですけど、これも今、本町のホームページのところにPR大使でもないし、派遣員みたいな募集をかけてはると思うんですが、それも終わりなんで関係ないかも分かりません。まだ今ホームページ上に上がっているんで、そこに光ボックスを利用した町の情報を配信するてあるんですね。光ボックスはとっくにないわけですよね。なので、やっぱりそういったところも更新をしていただいて、正しい情報を届けていただきたいと思うのと、やはりせっかく情報配信システム、素晴らしいものがあるんですから、もっと活用できるような取り組みをしていただけたらなと。

今回、笠置町で全戸にタブレットを配布されて、防災無線機能も持たして、そこで情報を発信されるということを笠置町の住民の方からお聞きしたので、まだ行政のほうは確認できてないので、どうか分かりませんが、そういう情報もあります。もしそういうことができるのであれば、もっと広く配信システムを使っていたけるのかなということもございますので、隣の町ですから、やはりそういった情報も共有していただきながら、もっと活用できるような取り組みをしていただけたらいいかなと思いますが、その辺りいかがですか。

○議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、ホームページであつたり、また茶源郷の情報配信システムであつたりしますのは、大変古い情報等を掲載させていただいているままということでございます。こちらにつきましては、また広報委員会等ございますので、一度また新

たに検討させていただいて、職員全部が操作できるよう指導のほうをさせていただいて、また新たに情報を検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

それでは、よろしくお願いいたします。せっかくあるシステムですから有効に使えるようにお願いしたいと思います。

それとですね、これは54ページが正しいのかどうなのかというのがあるんですが、物価高騰緊急支援給付金がございます。本年3月に各世帯主宛てに3,000円分の地域ポイントを給付されたわけですが、それはこれに当たるのかどうかということなんですが、もしそれであれば3月の分の世帯主に給付したポイントの利用状況とか把握されていたら教えていただけたらなと思うんですが。

○議長（畑 武志君）

岡田参事。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

56ページの物価高騰緊急支援給付事業につきましては税住民課の事業でございます。本年3月31日に住民税非課税世帯530世帯に1,590万円、あわせまして、同じく住民税非課税世帯、子ども加算ということで29人、お一人2万円でございますが、58万円支給させていただいた事業でございます。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

そしたら、ページは分からないんですが、世帯主の3,000円の分ですね、その

状況が分かればお願いできますか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

そうしましたら、高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

3月に全世帯主のほうに茶源郷ポイント3,000ポイントを付与させていただきました。1,642世帯に3,000ポイント、492万6,000ポイントを付与させていただきました。そのうち3月末までに使用されたのが430万9,819円使用されまして、未使用が53万5,181円ございまして、利用率につきましては89.1%でございました。

以上、高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

89%ということで、やはり住民の方からよく声をお聞きしたのは、やはり期間なんですよね。あまりにもこの短か過ぎるということでございましたので、やはりこれからまた地域ポイントを活用して様々な事業をされると思うんですが、先ほども質問の中にもありましたけど、やはりそういったポイントの有効期限というものをもうちょっと余裕を持って取り組んでいただきたいというふうに思いますし、また、その後お一人7,000円分につきましても今月末ということになっていますから、そういったことの漏れないように、また再度周知もお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

それでは、幾つかお尋ねしたいと思いますが、一般会計の 74 ページの鷲峰山トンネルの開通に関わってのことですけれども、これは午前中の高山議員の一般質問でも触れられておりましたし、町長の挨拶でもあったわけですが、2月24日の開通を受けて、いわゆる車の流れ等も大きく変わってきております。それで一般質問にもありましたように、特に年度を超えてから大型ダンプの通行が目立つようになって、そういった声を私も聞く中で、直接業者の仕事発注の元になっている京都府の土木であるとか、あと、淀川河川事務所のほうにも連絡をさせていただいて、その辺の状況を伺った経過がございます。

実際いわゆる 1 日に二つの事業があるらしいんですけれども、20 台ぐらいのダンプが 1 日約 10 往復程度ぐらいのことで行ったり来たりしているということが分かりました。その中でかなり当初はスピードもすごく出ていたときもありまして、大変危ない状況があったという中で、最近いろいろと手を打っていただいて、電光標示にもはみ出し禁止みたいなことが書かれてるようなこともありますので、そこは引き続きお願いしたいと思うんですが、それだけじゃなくて、やはり全体としていろんな車両が入ってきているというふうに思います。

そこで三つほど確認したいんですけれども、いわゆるダンプの関係で言いますと、いわゆる木津信楽線のところを通ってきて、白檜橋で曲がって宇治田原のトンネルに向かっていくというコースが多いわけですが、途中の特に府道沿いの若干家があったりとか、特に長井とかね、あの辺からでありますけれども、やはりどうしても道幅が狭いものですので、例えばバスが来るとかやるときに、どうしても横にはみ出てしまうと。そうすると側溝であるとか、その辺に敷いてある鉄板であるとか、そういったものが破損したりとか、曲がったりとか、そういったことも含めて、一定いろんな状況が起こっているという話も聞いております。その辺の状況についてどのように把握しておられるかということをお聞きしたいというのと、それから、ごみ拾いの関係で、

会計年度の職員の方に府道沿いのごみ拾いのほうをしていただいていますけども、かなりそういう意味では、往来車両が多くなる中で安全対策が大変大事になっていると思いますが、その辺りはどのようにされてるかということがあります。

最後に、１６３号線から木屋峠を越えて入ってくる、トンネルを越えて行くという、そういうようなバイクも含めた車両も増えていると聞いておりますので、その辺の状況把握をどうされているかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めのダンプが道幅狭いところで側溝等でちょっと壊れている箇所が出てきているというお話ですが、私のところにはまだ直接は細かな箇所等のお話は入ってきていない状況でございます。今のお話を受けた中で現地のほうと確認していった中で、一定、京都府を通じまして、そちらの注意喚起のほうもさらに進めていっていただきたいということで要望したいと思います。

次に、今の１６３号線の峠のほうを上がってきて、トンネルのほうにという話でございますが、バイク等の通行量等々につきましては、特にどれぐらいというのは私自身はまだ把握していないところでございます。午前中、町長の答弁のほうで、一定、通行量の調査が京都府のほうで行われたということがございました。それにつきましては、まだ集計等が終わってないということで、正確な数等もまだ報告をいただいているところでございますので、またそちらのほうの数字等の報告をいただきましたらご報告させていただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（畑 武志君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（井上博丞君）

お答えいたします。

先ほど府道のほうのごみの件で質問があったことなんですけども、会計年度任用職員を採用して、週３回不法投棄パトロールをしていただいております。そこで府道のほうのごみ拾いなんですけども、基本的には山城南土木事務所の管轄になっております。一応パトロールはしておるんですけども、停止するときには十二分に周りを注意して、不法投棄のごみ拾いをするように注意させていただいております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

いずれにしても、トンネルの開通によってプラスの面もあれば、マイナスというかね、そういった今までにない危険というものもやはり発生してきてるとするのは確かだというふうに思いますので、そういった意味で、いろいろ交通事故等ないように早めに対応のほうをいただきたいと思います。

次に５６ページの子育て応援給付金事業の関係です。

先ほど一般質問で出たこともあるんですけども、現金かポイントかということは別にしまして、今回お尋ねしたいのは、先ほど高山議員の一般質問にも少し触れられておりましたけども、いわゆる４月からポイントに変えるということで変えられたというふうに思うんですね。ですけども、ちょっと触れられたように、実態として、確かに、まちづくり応援課のデジタルの関係の事業としては、７月から子育て応援給付金もポイント事業になりますという広報はされておりました。しかし、窓口である保健福祉課のほうの給付金の周知というのは、全く何も変わってなかったんですね。実際に広報だけじゃなくてその対応ですね、当初は現金かどうかというところまで、要はそういう話になっていて、従前どおりの対応がされていったということだというふうに

思います。やはりその辺は、令和6年度の段階で変えると当初予算でしているわけですから、担当課のほうとかでその辺の事務的な引継ぎというのは十分されてなくてはいけないというふうに思うんですけども、いわゆるポイントのほうの担当課ではちゃんとそういうふうにされている。だけど保健福祉課では全く変わってないっていうのは、なぜこんなことが起こったのかですね。

申請される側とすれば大変戸惑いもされますし、違った情報の中で対応されてるわけですから、大変ご迷惑をかけている状況があります。その辺なぜそのような状況になったのか説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

私のほうから答弁させていただきます。

今の件につきましては、私のほうには4月からポイントでいくということに関して事務を進めておりましたし、指示もしておりましたが、現場のほうとの連絡について確認はできておりませんけども、その点につきましてはおわび申し上げます。

ただ、予算的には全てポイントでいくということで事務等が進めておりました。その点についてのご理解だけはお願いしたいのと、ご迷惑をかけました方につきましては深く深くおわびを申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そこは組織の問題なのか、それから先ほどありました広報という点でも全く情報が更新されないと。従前のままのその事業としてアップされていて、実際に現金で書いてあるわけですよ。つい最近までそうだったわけですね。だからそういう意味では、全くその事業の変更というものが共有されてないと。事務的にも全然それに対応

されてないというのは大変ゆゆしき問題だというふうに思いますので、そこはやはりしっかりと徹底していただきたいと思うんです。

もう1点、子育て応援給付金は、いわゆるポイントに変えたことによって、実際7月からポイントを付与しますというふうになっているんですね。例えば、4月に申請されたときに、普通なら現金であれば、一定1か月とかぐらいあれば支給されるところが、7月まで待たなくてはいけないということになっております。それをやはり制度設計として、こういうものを変更する際にどのように考えておられおられたのかということなんですね。なぜポイントに変えたら7月まで待たなくてはいけなくなっているのか、その辺を説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今の点につきまして、私も5月の下旬に私のほうに報告があった件でございます。先ほど高山議員がおっしゃられましたと去年の3月までのポイントと、それから4月からのポイントでございます。このポイントと今起こった応援給付金のポイントがシステム上うまく整合できなかった関係がありまして、4月まで待つてほしいということで説明したというふうに私のほうに報告が上がっております。この点につきまして、今、岡本議員がおっしゃいますとおり、制度設計の中で若干の不備があった点につきましてもおわびを申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

やはりそういった大きな変更をされているということであるわけですから、現金かポイントかの是非はともかくとしましても、対象になる方が不便をされるということ

になっているわけですから、そこはやはりしっかりと制度周知であるとか、事務的な徹底のほうを今後もちょうんとしていただきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険の事業勘定についてですけれども、今回補正で歳出の関係でいきますと、保険給付費が6,782万3,000円の減額になっております。プラス歳入の関係も、いわゆる財政調整基金の繰入金で1,500万円の減ということで、要は必要なくなったということも併せて考えますと、かなりの額のマイナスになっているというふうに思うんですね。

3月の議会のときに、これも補正で1億円の減額補正があって、なぜそれだけの大きな額の減額がされるのかと、見込みはどうなっていたのかという話をしましたが、これは3月の分も受けて、最終的にさらにこれだけの減額が出たということなのかということも含めて説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

これまで平成30年以降ですね、国保の広域化ということで、京都府が中心的な役割を担うということで事務を進めてまいりました。特に令和6年度の保険料の算定につきましては、京都府が令和3年から5年の上昇率に基づきまして、各市町村に試算結果をお渡しされます。その試算結果に基づきまして、令和6年度については予算を計上させていただいたところでございます。

その中で、令和5年度から令和6年度の伸び、和束町につきましては5%以上の伸びがあるという試算を京都府がされまして、それに基づきまして療養給付費を算定しました。

しかしながら、実際実績を見てみますと、前期高齢者と言われる団塊の世代の方、保険者数が和束町につきましては、ほかの町より相当減っております。その関係で、

例えば保険給付費でありましたら、令和５年度の実績が３億６，６９２万７，０００円、令和６年度の実績でいいますと３億３６６万９，０００円ということで、ここだけでも６，０００万円減額となっております。

また、保険料の試算につきましても、京都府から和束町につきましてはこれだけの保険料を徴収する必要があるという試算結果が出ましたから、その差額分、財政調整基金から１，５００万円を繰り出して、住民の皆様には負担をかけないように配慮をさせていただいたところでございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

岡本議員、最後です。７問目です。最初に三つと言われました。一つのところで三つ重ねたら、それは三つです。

○７番（岡本正意君）

それはまたいいですけど、取りあえず最後にしますが、今説明ありましたけども、いずれにしましても、大変過大な保険給付の要は資産という中で会計がずっとされてきたということになると思うんですね。ひいては今それが保険税にはね返らないように、一定、基金を取り崩して支出を抑えるということをされたことそのものは評価できるんですけども、でもある意味、これはそれ以上に給付が課題だったということが明らかになっているというふうに思います。その分だけ過大な保険税を被災被保険者としては払っているというのが今の現状になっているというのが明らかなというふうに思うんです。ですから、そういった意味では、今後それに見合った保険税の水準というものをしていかないと、大きな負担を今していただいているわけですから、そこは引下げも含めてしていくということも今後考えていただく必要があるし、ちゃんとした試算に基づいて、京都府にもちゃんと言わなあかんと思いますけども、やはり適切な試算に基づいて運営されるように要望をいただくとともに、保険者として被保険者の負担を少しでも軽くするような方向で今後検討いただきたいと、それだけちょっとあの方向性だけお願いします。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

実際のところ、京都府の担当副部長のほうが先月来庁されまして、岡本議員おっしゃるような形で、それぞれの市町村の特徴をきちっと捉えて、市町村ごとに試算するように要望させていただいたところでございます。また、馬場町長につきましても、町村会を通じてその旨をお話ししていただいておりますところでございます。

和束町におきましては、令和９年度に一定保険税の見直しを考えております。そのときには、やはりきちっとした試算で住民の過度の負担にならないように計算をして、国保運営協議会等、また議会のほうに諮らせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

他にありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

承認第１号 専決処分の承認を求めることについて「令和６年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
起立全員です。

したがって、承認第１号 専決処分の承認を求めることについて「令和６年度和束

町一般会計補正予算（第 7 号専決）」は原案のとおり承認されました。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 6 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 6 年度和東町湯舟財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 6 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 6 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 6 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 6 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 6 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 6 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）」は、原案のとおり承認されまし

た。

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長いたします。

日程第 7、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（畑 武志君）

○町長（馬場正実君）

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、和東町税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、今回提案をさせていただいた次第でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 13 日提出

和 東 町 長 馬 場 正 実

1 枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令 和 7 年 3 月 3 1 日

和 東 町 長 馬 場 正 実

1. 専決事項 和東町税条例の一部を改正する条例
2. 専決理由 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、和東町税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条 1 項の規定により専決処分する。

次のページが和東町税条例の一部を改正する条例でございます。

あらかじめ議長のお許しをいただきましたので、和東町税条例の一部を改正する条例 概要に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

条例案の次に新旧対照表が載せてあります。

2 枚めくっていただきましたところが概要でございます。

和東町税条例の一部を改正する概要 概要

1. 改正の理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い改正するものでございます。

2. 改正の概要

I 公示送達

課税通知書等の公示送達において、不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置をとり、事務所設置の電子計算機の映像面に表示し閲覧できる状態に置くことでの送達も可能とするものでございます。こちらにつきましては、第18条関係でございます。

II 軽自動車税

総排気量125cc以下最大出力4キロワット以下（50cc相当）に制御したバイク（新基準バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）を新設するものでございます。こちらにつきましては、第82条から第89条2項2号に改正となります。

また、マイナ免許証運用開始に伴い、身体障がい者等種別割の減免申請時の提示物をマイナ免許証も可能とするものでございます。こちらが第90条2項でございます。

III その他法律法令改正による条項番号の変更やズレが生じたことに伴う整理等でございます。

3. 改正条例の施行日でございますが、令和7年4月1日専決させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑とありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第33号 和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例の廃止についてを議題といたします

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第33号の提案理由を申し上げます。

和東町健康福祉交流センターが令和7年4月1日に供用開始されたことに伴い、総合保健福祉施設建設委員会の設置目的が果たされたので、当該委員会の設置条例を廃止するものです。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、議案第33号をよろしく願います。

議案第33号

和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例を廃止する条例

上記議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 3 日 提出

和 東 町 長 馬 場 正 実

おめくりください。

和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例を廃止する条例

和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「総合保険福祉施設建設委員 1 回に付 2,000 円」を削る。

以上でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第 33 号 和東町総合保健福祉施設委員会設置条例の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 33 号 和束町総合保健福祉施設建設委員会設置条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 34 号 和束町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 34 号 和束町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

「老人医療助成事業費補助金交付要綱」において、令和 6 年分における所得税額の特別控除の影響を加味しない旨の一部改正により、「和束町老人医療費の支給に関する条例」の一部を改正する必要が生じたので提案させていただいた次第です。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、議案第 34 号をよろしくお願いいたします。

議案第 34 号

和束町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

和束町長 馬場正実

おめくりください。裏面をお願いいたします。

和束町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

あらかじめ議長のお許しをいただいておりますので、1枚めくっていただきまして、右ページにございます和束町老人医療費の支給に関する条例の一部改正の概要によりご説明させていただきます。

和束町老人医療費の支給に関する条例の一部改正 概要

1. 改正理由

京都府の老人医療助成事業費補助金交付要綱の一部改正により、老人医療費の支給について、医療費助成事業に係る補助金から適用されることに伴い、京都府の要綱の改正に合わせて所要の改正を行うものです。

2. 改正概要

令和6年分における所得税の特別控除によって、所得税が課されなかった者を対象外とする。

3. 改正条例の施行日

令和7年8月1日

以上、和束町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の概要の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 34 号 和束町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 34 号 和束町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 35 号 和束町総合保健福祉施設駐車場整備工事第 1 回変更契約についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第 35 号 和束町総合保健福祉施設駐車場整備工事第 1 回変更契約についての提案理由を申し上げます。

令和 6 年 11 月 22 日に工事請負契約を締結した「和束町総合保健福祉施設駐車場整備工事」について、駐車場工事の舗装面積等の追加変更等や隣接する町道工区の進捗に遅れが生じたことにより、工事請負金額並びに当初工期を変更し、請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める必要があることから、提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、議案第 35 号をよろしく願います。

議案第 35 号

和束町総合保健福祉施設駐車場整備工事請負契約の第 1 回変更について

令和6年11月6日に入札に付した、総合保健福祉施設駐車場整備工事請負契約について、下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

1. 事業名 和束町総合保健福祉施設整備事業
2. 工事番号 6 施整第2-1号
3. 工事名 和束町総合保健福祉施設駐車場整備工事
4. 工事場所 京都府相楽郡和束町大字釜塚地内
5. 契約金額 「6,494万4,000円」を「7,044万4,000円」へ変更
6. 契約の相手方 和束町大字釜塚小字中溝16番地の1
山城・宮幸特定建設工事共同企業体
代表 山城建設株式会社代表取締役 岡田秀之
7. 契約の方法 地方自治法第234条の規定による一般競争入札
8. 工期 令和6年11月23日から令和7年6月30日を令和6年11月23日から令和7年7月31日へ変更
9. 支出科目 和束町一般会計
(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費
(目) 1 社会福祉総務費
(節) 14 工事請負費

令和7年6月13日提出

和束町長 馬場正実

裏面をお願いいたします。

資料No.35でございます。

和東町総合保健福祉施設駐車場整備工事変更箇所概要

1 変更内容、経費はいずれも按分しております。

・園路広場整備工（アスファルト舗装・集水桝等）追加変更による増

478万5,000円

・雨水排水設備の追加による増 27万5,000円

・植栽工・構造物撤去工事の追加による増 44万円

2 変更内訳

契約金額 当初6,494万4,000円

（内消費税相当額590万4,000円）

変更7,044万4,000円

（内消費税相当額640万4,000円）

契約金額増額分 550万円

（内消費税相当額50万円）

右側のページにA3見開きで変更箇所の旗揚げと図面を貼付しております。お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

幾つかお聞きしておきたいと思うんですが、先日の委員会のほうでも一定触れた面はあるんですけども、町長はそのときおられませんでしたので、町長のお考えを聞きたいと思います。

それで、今回、既にオープンしております施設の駐車場の整備がまだできていないで、さらにまた工期を延ばすと、金額的にも増やすという状況になっております。それでちょっと町長にお聞きしておきたいんですけども、何か施設を造る場合に、それに附属する駐車場というのは、基本的に一体のものだと思うんですね。施設だけつくって駐車場はつくらないとかいうことはありませんし、一定やはりオープンするならするで、同時にオープンしていくというのが通常の在り方だというふうに思うんですけども、その辺ですね、町長、もともとから4月のオープンには駐車場は間に合わないというスケジュールでされてきたのか、それとも本当は間に合わせたかったけど、間に合わなくなったということなのか。その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

今、岡本議員がおっしゃられるように、確かに全てのものが一気にできるというのが一番ありがたいと私も思いますし、そうでなければならぬと思っております。その関係で言いますと、当初に駐車場が遅れているというのは問題があったというのは私も感じておるところでございます。ただ、工事の発注、外の工事との関連等がありまして、駐車場関連する周辺の工事等の関係もございまして、今回は遅れるということについては、建屋の工事を発注した段階で認知はしておりました。

ただ、いろんな状況がまだその後もいろいろ動いておりますので、その関係で、私が想定していた以上に2か月ほど遅れるのが現実でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

基本的には遅れるということで、その前提で進めてこられたということだと思います。その上で、さらにまた1か月ほど工期が延びるわけですけども、その辺、既にい

ろいろとそのことによって駐車場の確保にいろんな意味でご苦労いただいている状況がございます。

町長に確認したいのは、いわゆる町のほうの都合で当初から駐車場が使えないという状況ですから、やはりそれに付随して、例えば職員の方もそうですけども、あと、そこに入っておられる社協の関係の事業の車両等も移ってこられましたけども、そういったことも含めて、できるまでの間の駐車場をちゃんと計画的に確保して不便のないようにする、事業が支障ないようにするというのは、町の責任としてやるべきことというふうに思うんですけども、それはそういうことでしていただいていますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

その点につきましていろいろとご意見もいただいているところでございますが、基本的には社協のほうが今年の３月までは老人福祉センターにありました。最終的な計画目標につきましては、今、最後の工事が道路の関係で遅れておりますが、２期工事として施設の南側に公用車駐車場を建設しております。これが終われば全ての工事が終わるということになるんですけども、現実で言いますと、これが来年の３月ぐらいかかるということでございます。

車の台数等を計算しながら順次変えてきたというのが現実でございます。この３月末で社協がこちらへ戻りました。その関係で周辺施設の駐車場に約２５台ぐらいの余裕ができております。そこに住民の方に入っていただくという形の中で整備をしてきたのですが、なかなか当初の昔からの慣習があって、その辺がうまくいっていないのが現実には露呈しているかと思っております。

その関係で、診療所の前の一番危ないと言われた交差点からの入り口については、４月１日に閉鎖、その後、５月に社協の公用車を診療所駐車場に移転ということで図

ってきたところでございます。

今後、職員については、この駐車場が完成次第、また、こちらへ持ってくるということで考えております。

ただ、「P」の看板をかなり大きく揚げさせていただいたんですけども、どうしても慣習でもともの方が診療所に行くにしても、役場に来るにしても、旧診療所側のほうの駐車場に置かれることが多く、今あの中には公用車プラス一般車両の方が何台もおられるというのが現実でございます。この点については、先ほどからご指摘を受けている広報をしっかりとすべきであったというのは反省する点でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

私が聞きましたのは、要は、町の都合で駐車場が整備できないということを前提に進めてこられたんだから、いずれにしても、例えば社協の関係車両等が戻ってきたときにちゃんと駐車場が確保されているということになってないといけないと思うんですよね。

ところが当初は、いわゆるなかなかそれが確保されないから、周辺のところにお借りして、そこで当面はできるまではやるということでされてたというふうに伺ってるんですよね。途中で、今言われた前の診療所の前の駐車場のところにいわゆるそういう関係の車両を置くということで、町のほうから社協のほうにお伝えになって、そういうふうになりましたというふうに伺っております。それは結局、町として、全てのそういった関係車両について不便のないようにちゃんと段取りするということができなかったということだと思うんですよね。だから、それでいろいろとご迷惑をかけているということだというふうに思うんです。

慣習と言われますけどね、実際にそこに役場の前の駐車場があるのは変わらないわけですから、そこにやはり一般の方が止められるのも当然だし、そこに何の広報もな

いわけだから、一般の車両は向こうに行ってくださいとかいうことも何もないわけですからそういったことが起こるのは当然だというふうに思うんですね。ですから、今現在も混住した状況になっていて、実際に公用車が出た後に一般車両が入って、帰ってきたら、ないといった状況も続いているというふうに伺っておりますので、そこはちゃんと実態把握もしていただいて、授業に支障がないように責任を持って確保していただきたいというふうに思いますので、その辺もう一度お考えを聞きたいのと、実は7月に延びますけど、駐車場の使用というのは7月の工期が終わらないと使えないということなのか、一定、前倒しでやるという計画もあるのかどうか、その辺だけ確認しておきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

若干、私の認識と違う部分があるので、その点だけ修正させていただきますけども、社協が戻った段階で全ての駐車場に全ての車が入るとするのは計画的にも分かっておりました。ただ、常駐でそこに一般車両の方が車を置いておられた方が何台か昔から多分現実にございます。それにつきましては、社協の車はなかなか一気に入ってこれなかったのは事実でございます。この点についてはどういう見解を取るのかというのはちょっと問題があると思うんですけども、医師住宅の前、それから今の診療所、それから新たに造った二つの駐車場ではほぼ公用車等については置けると。

社協の職員、それから和束町役場の職員につきましては、当初から置けないということがありましたので、別の駐車場から来てほしいというのは周知していたつもりでございます。この点については、若干のこっちの考え方と状況の動きがずれたのは問題であったというのは私も反省する点でございます。この点についてはご理解のほうをお願いしたいと思います。

それと駐車場ですけども、これは工事を行っておりますので、最終的に完成・検査

が終わった段階で空けていきたいと思っておりますが、ただ、これも１点問題がありまして、府道側から入る道が右折レーンをされます。この関係で、右折レーンが設置された段階では、駐車場の当初の計画どおりの動線が描けませんので、ここは暫定的に使用するというご理解を願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

４番、高山豊彦議員。

○４番（高山豊彦君）

この資料の説明がちょっと分かりづらい。図面を見てくださいと言われても、私たちは素人ですから、どこが変更点というのが分からないんですね。なので、その変更点と、変更が必要になった理由について説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

駐車場内通路の舗装ということで図面のちょうど左下の部分、こちらについて町道は若干傷んでおりますので、こちらのほうも全面的に直そうということになっております。

その上、左上の部分、コンクリート舗装、こちらはもともと町道のコンクリートがありました。駐車場方面にもコンクリートを広げるというような形で変更をしております。

また、縁石ニート舗装というところがございまして、こちらについても景觀に配慮したアスファルト舗装の一環でございます。

あと、細かいところで申しますと、擁壁の形状が一部変わったり、水路関係の部分が一定変わったりしております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

今、舗装の関係と擁壁の関係は教えていただいたんですが、雨水排水設備の追加による増というのがあるんですが、その辺りの追加箇所ですね、必要だから追加になったと思うんですが、なぜ当初の計画ではなくて追加になってきたのかということもあるかと思うんですよね。そこを教えていただきたい。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

はい、お答えいたします。

土木工事等の一定の道路工事の取り扱いにつきまして、どうしても必要になったところが発生したということでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 和束町総合保健福祉施設駐車場整備工事第1回変更契約については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第35号 和束町総合保健福祉施設駐車場整備工事第1回変更契

約については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る6月23日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださいますよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後5時19分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和束町議会議長 畑 武 志

会議録署名議員 岡 田 勇

会議録署名議員 宗 健 司